

建設局材料検査実施基準

令和3年4月



東京都建設局

はじめに

建設局材料検査実施基準については、昭和44年3月に制定し、過去15回の改定を重ね令和3年4月の改定に至っている。

なお、主な改定内容については、以下のとおりである。

(主な改定内容)

1. 第1章

- ・総則第3について、材料検査の執行区分は、監督員が材料検査予定調書を作成し、検査員の確認を受けるものとするを追記した。
- ・第4号様式「特殊品目の材料検査について」を廃止した。
- ・総則第9について、解説文が本文と同様の記載内容であるため、解説を削除した。

2. 別表-1 品目別の執行区分及び検査方法（土木工事）

(1) 検査方法及び提出書類の区分等の変更

- ・下記製品について、検査方法を変更した。
 - 316 視覚障害者誘導用ブロック、338 コンクリート積みブロック、502 ジンクリッチプライマー、503 ジンクリッチペイント
- ※316は、摘要欄にコンクリート製以外の製品（合成樹脂製品等）は、「確認」による検査のみとする旨を追記した。
- ・下記製品について、提出書類の区分を変更した。
 - 314 プレストレストコンクリート管、315 舗装用コンクリート平板、316 視覚障害者誘導用ブロック、317 インターロッキングブロック、332 人孔ふた、512 亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料
- ・下記製品について、重複していたため削除した。
 - 低騒音舗装用排水パイプ、プレキャスト街きょブロック

(2) 品目別の執行区分及び検査方法（別表-1）の摘要欄に関する注意事項

- ・注14)は、総則に記載されているため削除した。これに伴い、別表-1の摘要欄を修正した。

3. 品目別の執行区分及び検査方法（設備工事）

(1) 別表-3-1 品名及び検査方法の区分等の変更

- ・7. 通信用機器 品名を「ITV装置」から「監視カメラ装置」に変更した。
- ・9. 照明器具 LED照明器具について検査方法を変更した。
- ・東京都電気設備工事標準仕様書に合わせ、備考欄を変更した。

(2) 別表－3－2 品名及び検査方法の区分等の変更

- ・13.その他設備 品名を「ダムエータ」から「小荷物専用昇降機」に変更した。

4. 別表－4 材料検査の技術的基準（土木工事）

- ・上記2の変更に伴い、関係箇所を修正した。

5. 別紙－1 鋼けた製作に係わる社内検査実施要領

- ・誤字等を修正した。

6. 別紙－2 材料検査の検査要領（土木工事）

- ・土木材料仕様書の改定に合わせて更新した。

7. 第2章 手続き

(1) 材料検査の手続き

- ・適正な材料検査を行うために、フローの更新及び材料検査予定調書の新規追加を行い、検査員と監督員の執行区分を明確化した。
- ・上記の理由により、材料検査請求書に添付する資料を追記した。

8. 提出様式

- ・第4号様式（特殊品目の材料検査について）を廃止し、様式例（材料検査予定調書）を追加した。

9. 参考－3 材料検査に関する規程

- ・東京都建築工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書及び東京都機械設備工事標準仕様書の改定に合わせて更新した。

10. 参考－4 アスファルト事前審査制度について

- ・年号等を修正した。

11. 参考－5 試験研究機関一覧（参考）

- ・試験機関一覧表及びコンクリート試験機関一覧表を更新した。

建設局材料検査実施基準

目 次

第1章 総則

第1	目的	1
第2	適用範囲	1
第3	材料検査の執行区分	1
第4	材料検査の命令	2
第5	材料検査請求書等	2
第6	材料検査の立会い	3
第7	材料検査の方法	3
第8	理化学試験の手続等	6
第9	技術的基準	6
第10	材料検査の結果判明後の措置	7
第11	材料検査の結果報告	7
第12	単価契約における材料検査	8
第13	建築工事に付随する設備工事等における材料検査	8
第14	建築工事監理における材料検査	8
別表－1	品目別の執行区分及び検査方法（土木工事）	9
別表－2	〃（建築工事）	21
別表－3	〃（設備工事）	29
別表－3－1	電気設備工事	31
別表－3－2	機械設備工事	36
別表－3－3	水門、排水ポンプ設備工事	41
別表－4	材料検査の技術的基準（土木工事）	43
別表－4－1	材料検査の技術的基準	45
別表－4－2	試料採取量	57
別紙－1	鋼けた製作に係わる社内検査実施要領	61
別紙－2	材料検査の検査要領（土木工事）	69

第2章 手続き

材料検査の手続き	81	
提出様式	85	
参考資料		
参考－1	鋼けた製作に係る工場塗装検査実施要領（東京都財務局）	91
参考－2	材料承諾申請書等提出要領	97
参考－3	材料検査に関する規程	103
参考－4	アスファルト事前審査制度について	111
参考－5	試験研究機関一覧（参考）	119

建設局材料検査実施基準

制 定	昭和44年3月3日
一部改定	昭和45年12月21日
	昭和47年3月21日
	昭和53年3月31日
	昭和56年3月31日
	昭和60年4月1日
	平成2年8月1日
	平成8年4月1日
	平成11年4月1日
	平成13年4月1日
	平成15年4月1日
	平成17年4月1日
	平成19年4月1日
	平成21年4月1日
	平成27年4月1日
	平成29年4月1日
	令和3年4月1日

第1章 総 則

(目 的)

第1 この基準は、東京都検査事務規程（昭和43年東京都訓令甲第175号）第24条の規定に基づき、建設局が施行する工事又は製造（以下「工事等」という。）に使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）について、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2 この基準は、原則として土木工事、建築工事、設備工事等の材料検査に適用する。
なお、これによりがたい場合は、別途検査事務の主管課長の指示による。

(材料検査の執行区分)

第3 工事等の材料検査は、それぞれの工事等について別表1～3に定める区分に従い、検査員又は監督員が行う。なお、執行区分については、監督員が材料検査予定調書を作成し、検査員の確認を受けるものとする。

2 別表1～3に定めのない特殊な品目の材料検査の執行区分は、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議して定める。
なお、協議結果については、検査事務の主管課長が検査員及び材料検査を行う監督員（以下「検査職員」という）に通知し、監督員は契約の相手方に通知する。

[解 説]

- 1 別表1～3に定めのない特殊な品目の材料検査の執行区分は、検査事務の主管課長が工事等の主管課長と協議のうえ、別表1～3に準じて定めるものとする。
- 2 第2項において、監督員（原則として担当監督員をいう。）が材料検査を行う場合は、原則として次の項目に該当するものを対象とする。
(1) 材料の性質や工程等により、工事現場への搬入後、速やかに使用しなければならないもの。

- (2) J I S等の規格品。
- (3) 工事現場等での確認が容易なもの。

(材料検査の命令)

- 第4 局長又は所長は、契約を締結したとき又は財務局長に契約の締結を請求した
ものについて契約が締結されたときは、速やかに検査員を指名し、当該契約に
係る材料検査を命じる。
- 2 局長の検査事務を所長に執行させる場合は、前項に準じ所長が材料検査を命
じる。
- 3 局長又は所長は、前2項の検査員氏名を、当該工事等の主管課長を経由して、
当該工事等の監督員に通知する。
- 4 この基準により監督員が行う材料検査については、当該工事等について監督
を命じられた者に材料検査の命令があったものとする。
- 5 局長又は所長は、第1項から第3項までの規定により材料検査を命令された
職員に事故があった場合は、第1項から第3項までの規定による手続に準じて
他の職員に材料検査を命じる。

〔解 説〕

- 1 検査員に対する材料検査の命令
 - (1) 検査員の指名とは、局長又は所長が、東京都契約事務の委任等に関する規則
第41条により指名した検査員の中から、当該契約に係わる材料検査を行う検
査員として特定することである。
 - (2) 局長又は所長は、検査員を指名し、材料検査を命じるときは、個々の契約毎
に、検査命令簿によって行うものとする。
なお、検査命令簿は、検査事務の主管課長が管理する。
 - (3) 局長又は所長は次の場合、複数の検査員を指名することができるものとする。
 - ① 補欠の検査員を置くとき。
 - ② 材料を区分して、他の検査員に材料検査を行わせるとき。
 - (4) 第3項の監督員に対する通知は、文書によることを要しないものとする。
- 2 監督員に対する材料検査の命令
監督員に対する材料検査の命令の手続は、別に要しないものとする。
なお、東京都工事施行規程第2条第7号の規定に基づき工事の監督を命じられ
た者は、同時に材料検査も命じられたものとみなすものである。

(材料検査請求書等)

- 第5 検査員は、契約の相手方から材料検査請求書（第1号様式）が提出されたと
きは、これに基づき速やかに材料検査を行う。
- 2 監督員は、契約の相手方から材料搬入予定調書（第3号様式）が提出された
ときは、これに基づき速やかに材料検査を行う。

〔解 説〕

- 1 材料検査請求書等の様式は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」に
定めるものを使用する。
 - (1) 第1号様式甲：「材料検査請求書」（統一20）
 - (2) 第1号様式乙：「材料検査内訳書」（別記様式甲第112号）
 - (3) 第3号様式甲：「材料搬入予定調書」（統一19）
 - (4) 第3号様式乙：「材料搬入予定内訳調書」（別記様式甲第115号）

- 2 第1号様式甲「材料検査請求書」には、第1号様式乙「材料検査内訳書（別記様式甲第112号）」を添付し、検査員に提出するものとする。
- 3 第3号様式甲「材料搬入予定調書」には、第3号様式乙「材料搬入予定内訳調書（別記様式甲第115号）」を添付し、監督員が行う材料検査の対象品目のうち、最初の材料が搬入される前に監督員に提出するものとする。

(材料検査の立会い)

- 第6 検査職員は、材料検査を行うときは、契約の相手方に立会いを求めなければならない。
- 2 検査員は、材料検査を行うときは、原則として監督員又は工事等の主管課長が指定する職員に立会いを求めるものとする。
 - 3 監督員が行う材料検査については、特に必要ある場合を除き、他の職員の立会いを要しないものとする。
なお、特に必要ある場合における、他の職員の立会いの要否については、工事等の主管課長の指示による。

〔解説〕

- 1 監督員が行う材料検査において、工事等の現場で行う場合は他の職員の立会いは要しないものとする。
- 2 監督員が行う材料検査において、工事等の現場以外で行う場合は、原則として工事等の主管課長が指定する職員の立会いを要するものであるが、工事等の主管課長の判断により、変更の余地を残すものである。
- 3 「工事等の現場」とは、工事現場や工事現場での製作等をいう。

(材料検査の方法)

- 第7 材料検査の方法は次に掲げるとおりとする。
- ① 品質検査
品質検査は、工事等に使用する材料の品質を、検査職員が土木材料仕様書、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、特記仕様書等の規定に照らして検査するものとし、その方法は次による。
 - ア 試験を行う検査
外観、形状、寸法、重量、性能、品質管理上の成績表等について観測判定するほか、理化学的性質について試験研究機関における試験（以下「理化学試験」という。）又は試験設備を有する製造業者等における試験を受けさせ、その試験結果により判定する。
 - イ 確認による検査
外観、形状、寸法、重量、性能について、見本品（現物見本を含む。）、カタログ、製作図、試験成績表等により確認し判定する。
 - ウ 照合による検査
J I S等の規格を証明するマークの表示又はJ I S等に基づく規格証明書を現品と照合し判定する。
 - エ 書類による検査
土木工事において、「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象品目、「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」の対象品目及び「アスファルト混合物事前審査制度」の対象品目については、使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を審査し判定する。

② 数量検査

数量検査は、工事等に使用する材料の数量を、検査職員が設計図書等に照らして検査するものとし、その方法は次による。

ア 検量による検査：使用前に直接材料を計量する。

イ 出来形による検査：使用後に出来形等により間接的に確認する。

- 2 各品目別の検査方法は、別表1～3に定めるとおりとする。ただし検査職員は、別表1～3に定める方法によることが適当でないと認める場合は、検査事務の主管課長（監督員が検査を行う品目については工事等の主管課長）の承認を得て、その方法を変更することができる。
- 3 別表1～3に定めのない特殊な品目の検査方法については、特記仕様書等に定められているものを除き、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議して定める。
なお、協議結果については、検査事務の主管課長が検査職員に通知し、監督員は契約の相手方にこれを通知する。
- 4 試験を行う検査のうち、土木工事で使用するものについては、材料検査を行う工事の年度内に、所内の他の工事の材料検査において、同一工場で製造された同一品目の材料の検査が1回で合格している場合は、検査職員の判断により試験を省略し、確認による検査を行うことができる。ただし、この場合においても検査職員が必要と認めた場合は、試験を行わなければならない。
- 5 確認による検査及び照合による検査の対象品目になっているものについては、量の多少を問わずに原則として材料個別に試験を行う必要はないが、JIS等規格品との照合ができない場合、納入された材料に疑義を生じた場合及び検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。
- 6 書類による検査の対象品目になっているものについては、別紙－1「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」に基づき行う場合のある試験を除き、量の多少を問わずに原則として試験を行う必要はないが、納入された材料に疑義を生じた場合及び検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。

〔解説〕

1 材料検査は品質検査と数量検査からなる。

(1) 品質検査

品質検査は「照合」を除き、検査の事前に提出し承認された「承諾申請書」、「監督員資料」等に基づき品質検査を行うものとし、その様式は以下による。

① 承諾申請書（第6号様式）は、「受注者等提出書類基準・同実施細目」に定める「承諾申請書」（統一25）に必要な資料を添付の上、提出するものとする。

② 監督員資料（第7号様式）は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」に定める「監督員資料提出届」（別記様式甲第138号）に必要な資料を添付の上、提出するものとする。

なお、「監督員資料」は土木工事において使用するものとする。

ア 「試験を行う検査」の対象品目については、理化学試験若しくは性能確認を必要とする品目のうち、別表1～3において「試験を行う検査」の対象品目になっているもの又は別表1～3に記載のない品目で、以下のいずれかの条件に該当するものとする。

① 次の材料のうち、試験による検査によらなければ材料の適否を判断することができないと認められるもの。

(a) 工事等で重要な材料

(b) 特注品

② 新製品、特殊製品等で当該製品の性質、性能を判定する必要があるもの。

- ③ 現場搬入後、監督官庁による検査が行われる材料のうち、試験が必要なもの。
- イ 「確認による検査」の対象品目については、別表1～3において、「確認による検査」の対象品目となっているもの又は別表1～3に記載のない品目で、以下のいずれかの条件に該当するものとする。
- ① 理化学的性質及び製品の性能について規定されていないもの。
 - ② J I S等規格品であるが、J I S等の規格を証明するマークの表示がないもの。
 - ③ J I S等規格品であるが、意匠などの加工を加えたもの。
- なお、別表2～3のうち、「確認」欄中の「成績」は製作図、カタログ及び製作会社等の成績表の提出を受けて、それらを基に確認するものとする。
- ウ 「照合による検査」の対象品目については、別表1～3において「照合による検査」の対象品目となっているもの又は以下の条件に該当するものとする。
- ① 別表1～3に記載のない品目のうち、「試験を行う検査」及び「確認による検査」の対象品目以外のもので、以下のいずれかの条件に該当するもの。
 - (a) J I S等規格品で、規格を証明するマークが表示されているもの。
 - (b) J I S等規格品で、規格証明書が添付されており、照合ができるもの。
- エ 「書類による検査」の対象品目については、土木工事において以下のいずれかの条件に該当するものとする。
- ① 「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象品目に規定されているもので、施工管理記録等により品質が確認できるもの。
 - ② 「アスファルト混合物事前審査制度」の対象品目に規定されているもの。
 - ③ 「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」の対象となる橋りょう工事に使用するもの。

書類による検査は、使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を審査することにより判定し、使用後に「土木工事施工管理基準」等に基づく施工管理の記録、理化学試験の結果、出来形及び工事記録写真等により確認するものとする。

また、「土木工事施工管理基準」、「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」「アスファルト混合物事前審査制度実施要領」等に基づき、製作・製造及び施工段階での品質管理を厳密に行うことが前提である。

(2) 数量検査

原則として、ブロック類のように、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形等により使用後に間接的に把握する方法（出来形による検査）とし、杭等のように、設置後の数量の確認が困難なものについては、使用前に直接、材料を計量する方法（検量による検査）によるものとする。

2 検査方法の変更

各材料について、第1項の区分により検査方法を別表1～3のとおり定めたが、材料、工事種別、材料製造者等の事情に例外的な場合もあることを考慮して変更の余地を残すものである。

3 特殊な品目の検査方法

別表1～3に定めのない特殊な品目の材料検査の検査方法は、特記仕様書に定められているものを除き、検査事務の主管課長が工事等の主管課長と協議して、第7（材料検査の方法）に準じて定めるものとする。

4 所内の定義

「所内」とは、建設局の各事務所をいう。

5 素材としての材料の取扱い

材料検査は、現場で使用する状態で行うものとし、工場で素材として使用するもの（生コンクリートの骨材、セメント及びアスファルト混合物の骨材、アスファルト等）については、配合報告書等で確認することとし、材料検査は行わないものとする。ただし、検査職員が必要と認める場合については、材料検査を行わなければならない。

(理化学試験の手続等)

第8 検査職員は、理化学試験を受けさせるときは、契約の相手方に試験委嘱指定申請書（第2号様式）を提出させ、試験委嘱指定書に所要事項を記入のうえ交付する。

2 検査職員は、前項の場合、原則として公的な第三者試験研究機関を指定する（選定にあたっては、参考-5「試験研究機関一覧」を参照するとよい）。この場合、検査職員の立会は不要であるが、検査職員の立会いを条件に、試験設備を有する製造業者等で試験を行うこともできる。

3 検査職員は理化学試験の供試料を採取するときは、契約の相手方の立会いのうえ行う。ただし、材料の性質上搬入後ただちに使用する材料については、契約の相手方に採取方法を指示して行わせることができる。

4 検査職員は、採取した供試料を送付するときは、供試料に打刻又は封印をしなければならない。

なお、検査事務の主管課長（監督員が検査を行う品目については工事等の主管課長）が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

〔解説〕

1 第2項の製造業者等を指定する場合で監督員が行う検査については、事前に工事等の主管課長に報告するものとする。ただし、この報告は、文書によることを要しないものとする。

2 第3項のただし書は、監督員が常時現場にいる体制でないことを考慮し、監督員が行うこととなっている材料について特例を設けたものであり、材料の性質上搬入後ただちに使用される材料については、供試料の採取を自ら行わず、契約の相手方に採取方法を具体的に指示して行わせることができるものとする。

3 第4項のなお書は、土木工事において検査職員の打刻又は封印を省略する場合もあるため、検査事務の主管課長（監督員が検査を行う品目については、工事等の主管課長）の判断により変更の余地を残すものである。

4 第2号様式は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」に定める「試験委嘱指定申請書（試験委嘱指定書）」（統一23）を使用する。

(技術的基準)

第9 土木材料検査の技術的基準は、別紙-2に定める検査要領及び別表-4に示すとおりである。この技術的基準は、第7. 材料検査の方法において、試験を行う検査として定められた材料、又は照合・確認を試験に代えた材料における試験（品質を代表する項目）の頻度・方法について定めたものである。

土木材料検査は、この技術的基準によるほか、この技術的基準に定めのないものについては、特記仕様書によるものとする。

また建築材料や設備材料については、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、J I S等の規格及び特記仕様書等によるものとする。

(材料検査の結果判明後の措置)

- 第10 検査員は、材料検査を完了したときは、速やかに契約の相手方及び監督員に合否を通知し、不合格品がある場合は、ただちに契約の相手方にこれを引き取らせなければならない。
- 2 監督員は、材料検査の結果、不合格品がある場合は、契約の相手方に通知し、ただちにこれを引き取らせなければならない。
- 3 前項において、材料の性質上、使用後に理化学試験の結果不合格と判明した場合又は書類による検査で使用後に不合格となることが判明した場合は、工事等の主管課長及び所長に報告のうえ、指示を待って処理しなければならない。

〔解説〕

- 1 監督員が検査する場合は、材料の性質上、使用後に理化学試験成績の不合格が判明する場合や、「書類による検査」において、使用後に施工管理記録等により確認する段階で不合格となることが判明する場合がある。この場合、構造物の取りこわしや別の方法による検査のやり直し等が予想されるので、工事等の主管課長及び所長の指示により処理するものとする。
- 2 契約の相手方に不合格となった材料を引き取らせる場合は、書面（指示書、改善指示書、改善命令書）による。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示を行い、後日書面により指示内容を確認するものとする。
なお、書面の様式は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」によるものとする。（「指示書」：別記様式第104号の1、「改善指示書」：別記様式第104号の2及び「改善命令書」：別記様式第104号の3）

(材料検査の結果報告)

- 第11 検査員は、材料検査を完了したときは、材料検査請求書に必要な事項を記入し、検査事務の主管課長に報告する。
- 2 監督員は、監督員が材料検査を行う品目の材料検査が全て完了したときは、契約の相手方に材料搬入実績調書（第5号様式）を提出させ、取りまとめのうえ工事等の主管課長に報告する。
- 3 監督員は、監督員が材料検査を行う品目の材料検査について、次に掲げる各号に該当する場合は、その都度、工事等の主管課長に報告し、第2号及び第3号の場合は、さらに、所長にも報告する。
① 使用前に不合格と認めて引取りを指示したとき。
② 使用後に理化学試験の結果が不合格と判明したとき。
③ 書類による検査の結果が、不合格と判明したとき。

〔解説〕

- 1 第5号様式甲は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」に定める「材料搬入実績調書」（別記様式甲第136号）を使用する。
- 2 第5号様式甲には、第5号様式乙「材料搬入実績内訳調書」（別記様式甲第137号）を添付し報告するものとする。
- 3 第3項第1号に定める場合の報告は、その都度、工事等の主管課長に報告することとし、第3項第2号に定める場合の報告は、試験研究機関等の発行した試験成績表等によるものとする。
また、第3項第3号に定める場合の報告は、「土木工事施工管理基準」等に基づく施工管理の記録等によるものとする。

(単価契約における材料検査)

第12 単価契約における材料検査は、全て監督員が行うものとし、検査方法は、この基準の別表1～3又は特記仕様書に定められているものを除き、工事等の主管課長の指示を受ける。
なお、第3、第5、第10、の規定は適用しない。

〔解説〕

単価契約で処理する工事は、現場が広範囲に散在していたり工事の施行が断続的にひん発したりするため、検査員の検査になじまないものである。従って、別表1～3の検査の区分に関係なく、すべて監督員が材料検査を行うものとする。
なお、別表1～3に記載がなく、特記仕様書にも定めのない品目の検査方法は、第7に準じ、工事等の主管課長の指示を受けるものとする。

(建築工事に付随する設備工事等における材料検査)

第13 建築工事に付随する設備工事等における材料検査は、別に検査事務の主管課長の指示を受ける。

〔解説〕

1 建築工事に付随する設備工事とは次のものをいう。

(1) 再開発事業等の大規模な設備工事

(2) 建築工事との合併工事

2 これらの工事については、財務局及び住宅政策本部の材料検査実施基準等により施行される場合もあること等を考慮して、検査事務の主管課長の判断に委ねるものとする。

(建築工事監理における材料検査)

第14 建築工事監理における材料検査は、別に検査事務の主管課長の指示を受ける。

〔解説〕

建築工事監理における材料検査は、別途工事監理委託特記仕様書により施行される場合もあることを考慮して、検査事務の主管課長の判断に委ねるものとする。

(附 則)

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

(参 考)

「建設局設備工事材料検査実施基準」の経緯

制 定 昭和58年6月15日58建企 第156号
改 定 平成元年4月1日63建総企第652号
統合により廃止 平成2年8月1日2建総企第213号

「建設局建築工事材料検査実施基準」の経緯

制 定 平成7年3月31日6建総企第595号
統合により廃止 平成8年4月1日7建総技第317号

別表－ 1

品目別の執行区分及び検査方法

(土木工事)

番号	品名	執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要
				品質				数量				
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
101	洗砂利		○	○					○		○	
102	コンクリート用砕石		○			○			○		○	
103	コンクリート用砕砂		○			○			○		○	
104	コンクリート用洗砂		○	○					○		○	
105	アスファルト混合物用洗砂											注3
106	構造用軽量コンクリート骨材											注3
107	砂		○	○					○		○	
108	クラッシュラン		○			○	○		○		○	注11、注13
109	再生クラッシュラン		○	○			○		○		○	注11、注13
110	再生砕石(擁壁等裏込め用)		○	○			○		○		○	注13
111	再生砂(RC-10)		○	○					○		○	注11、注13
112	粒度調整砕石		○			○	○		○		○	注11、注13
113	再生粒度調整砕石		○	○			○		○		○	注11、注13
114	単粒度砕石		○			○			○		○	
115	スクリーニングス											注3
116	砕石ダスト		○	○					○		○	
117	道路用鉄鋼スラグ		○	○		○	○		○		○	高炉徐冷スラグのみ試験 注11
118	舗装用石粉		○			○			○	○		
119	割ぐり石		○	○					○		○	
120	玉石		○	○					○		○	
121	改良土		○	○					○		○	
122	流動化処理土		○	○					○		○	
123	粒状改良土		○	○					○		○	
124	アスファルト混合物用溶融スラグ(注-1)		○	○					○		○	
125	アスファルト混合物用汚泥焼却灰(注-1)		○	○					○		○	

(摘要の注はP20の注1～注17をいう)

番号	品名	執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要
				品質				数量				
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
126	コンクリート用再生骨材H		○			○			○		○	すりへり減量は碎石に適用
127	アスファルト混合物用鉄鋼スラグ		○			○			○	○		
201	一般構造用圧延鋼材		○			○		○		○		注4
202	溶接構造用圧延鋼材		○			○		○		○		注4
203	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材		○			○		○		○		注4
204	ねずみ鉄品	○	○			○			○	○		注17
205	球状黒鉛鉄品	○	○			○			○	○		注17
206	炭素鋼鋳鋼品	○	○			○			○	○		注17
207	炭素鋼鍛鋼品	○	○			○			○	○		注17
208	配管用炭素鋼鋼管		○			○		○	○	○		注2
209	一般構造用炭素鋼鋼管		○			○		○	○	○		注2
210	一般構造用軽量形鋼		○			○		○	○	○		注2
211	ステンレス鋼材		○			○		○	○	○		注2
212	ミーハナイトメタル		○		○			○		○		
213	アルミニウム合金鋳物		○			○			○	○		
214	アルミニウム合金押出型材		○			○			○		○	
215	鉄筋コンクリート用棒鋼		○			○			○	○		
216	PC鋼線及びPC鋼より線		○			○			○	○		
217	PC鋼棒		○			○			○	○		
218	鋼管ぐい		○			○		○	○		○	注2
219	H形鋼ぐい		○			○		○	○		○	注2
220	熱間圧延鋼矢板		○			○		○	○		○	注2
221	溶接用熱間圧延鋼矢板		○			○		○	○		○	注2
222	鋼管矢板		○			○		○	○		○	注2
223	軽量鋼矢板		○		○				○		○	
224	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット		○			○			○	○		六角ナット、平座金含む
225	摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット		○			○			○	○		六角ナット、平座金含む
226	タイロッド類		○	○					○	○	○	注2

(摘要の注はP20の注1～注17をいう)

別表-1

番号	品名		執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要
					品質				数量		承認	監督	
					試験	確認	照合	書類	検量	出来形			
検査員	監督員												
227	スタッド			○			○				○	○	
228	鉄網			○		○					○		○
229	溶接金網			○			○				○		○
230	ひし形金網			○			○				○		○
231	クランプ金網			○			○				○		○
232	ネットフェンス構成部材			○			○				○		○
233	亜鉛めっき鉄線製かご類			○			○				○		○
234	道路びょう			○		○					○		○
235	反射性道路びょう			○		○					○		○
236	防護さく			○		○					○		○
237	道路標識	路側式		○		○					○		○
		オーバーハング式		○		○					○	○	
238	道路反射鏡			○		○					○		○
239	視線誘導標			○		○					○		○
240	照明灯柱テーパーポール		材料検査実施基準の別表3-1によること										
241	道路照明用器具		材料検査実施基準の別表3-1によること										
242	橋梁用高降伏点鋼板(SBHS)			○			○				○		○
243	ねじふし鉄筋及び継手			○			○				○		○
301	ポルトランドセメント			○			○				○		注6
302	高炉セメント			○			○				○		注6
303	エコセメント			○			○				○		注6
304	フライアッシュ			○			○				○		注6
305	安定処理用石灰			○			○				○		注6
306	セメント系固化材			○		○					○		注6

(摘要の注はP20の注1～注17をいう)

別表-1

番号	品名	執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要
				品質				数量				
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
307	一般用レディーミストコンクリート		○	○			○		○	○		注13、注14
308	舗装用レディーミストコンクリート		○	○			○		○	○		注13、注14
309	水中用レディーミストコンクリート		○	○			○		○	○		注13、注14
310	再生骨材Mを用いたコンクリート		○	○			○		○	○		
311	再生骨材Lを用いたコンクリート		○	○			○		○	○		
312	セメント処理混合物		○	○			○		○	○	○	注11
313	遠心力鉄筋コンクリート管		○			○			○		○	
314	プレストレストコンクリート管		○			○			○		○	
315	舗装用コンクリート平板		○			○			○		○	
316	視覚障害者誘導用ブロック		○		○*	○			○		○	※コンクリート製以外の製品(合成樹脂製品等)は、「確認」のみとする
317	インターロッキングブロック		○			○			○		○	
318	鉄筋コンクリートU形		○			○			○		○	
319	鉄筋コンクリートU形用ふた		○			○			○		○	
320	鉄筋コンクリートL形		○			○			○		○	
321	鉄筋コンクリート特殊L形(鉄筋コンクリートU形ふた掛け用)		○			○			○		○	
322	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊(場所打側溝ふた掛け用)		○			○			○		○	
323	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊(国土交通省型)		○			○			○		○	
324	コンクリート境界ブロック		○			○			○		○	
325	歩車道境界特殊コンクリートブロック		○			○			○		○	
326	セミフラット型街きよ		○		○				○	○		
327	集水ます(街きよ用L形用・U形用)ブロック類		○		○				○		○	
328	鋳鉄製格子形集水ます用ふた		○		○				○		○	
329	汚水ます(L形・円形ブロック類)		○		○				○		○	
330	人孔側塊		○			○			○		○	
331	人孔床版塊		○		○				○		○	
332	人孔ふた		○			○			○		○	

(摘要の注はP20の注1～注17をいう)

別表-1

番号	品名	執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要	
				品質				数量		承認	監督		
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形				
412	トリニダードレイクアスファルト											注3	
413	硬質アスファルト											注3	
414	石油アスファルト乳剤		○			○			○	○			
415	改質アスファルト乳剤		○		○				○	○			
416	タイヤ付着抑制型アスファルト乳剤		○		○				○	○			
417	アスファルト混合物 (細粒度・密粒度・密粒度ギャップ・開粒度 1号・開粒度2号・粗粒度・ポーラス)		○					○	○	○		注5	
418	再生加熱アスファルト混合物 (再生密粒度・再生粗粒度)		○					○	○	○		注5	
419	ポリマー改質再生アスファルト混合物		○					○	○	○		注5	
420	グースアスファルト混合物		○					○	○	○		注5	
421	常温混合物		○					○	○	○		注5	
422	重交通対応・全天候型常温混合物		○					○	○	○		注5	
423	アスファルト処理混合物		○					○	○	○		注5	
424	再生加熱アスファルト処理混合物		○					○	○	○		注5	
425	半たわみ性アスファルト混合物		○					○	○	○		注5	
426	保水性アスファルト混合物		○					○	○	○		注5	
427	ポーラスエポキシアスファルト混合物		○					○	○	○		注5	
428	接着剤(橋面舗装用)		○		○				○	○			
429	防水材(橋面舗装用)	合成ゴム系溶剤型		○		○				○	○		
		瀝青系加熱型		○		○				○	○		
		シート系		○		○				○	○		
		貼付用アスファルト		○		○				○	○		
430	目地材(橋面舗装用)		○		○				○	○			
501	エッチングプライマー		○			○			○	○		注4	
502	ジンクリッチプライマー		○			○			○	○		注4	
503	ジンクリッチペイント		○			○			○	○		注4	
504	一般用さび止めペイント		○			○			○	○		注4	

(摘要の注はP20の注1～注17をいう)

番号	品名		執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要
					品質				数量		承認	監督	
					検査員	監督員	試験	確認	照合	書類			
505	鉛・クロムフリーさび止めペイント			○			○		○		○		注4
506	合成樹脂調合ペイント			○			○		○		○		注4
507	エポキシ樹脂塗料下塗			○		○			○		○		注4
508	超厚膜型エポキシ樹脂塗料			○		○			○		○		注4
509	変性エポキシ樹脂塗料			○		○			○		○		注4
510	ふっ素樹脂塗料			○		○			○		○		注4
511	道路標示塗料			○		○				○	○		
512	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料			○		○					○		注4
513	構造物用さび止めペイント			○			○		○		○		注4
514	鋼構造物用耐候性塗料			○			○		○		○		注4
601	樹木・株物	樹木		○		○			○		○		
		株物		○		○			○		○		
602	芝			○		○			○		○		
603	地被植物・草花			○		○			○		○		
604	植栽保護材料			○		○			○		○		
605	土壌及び土壌改良材	土壌		○		○			○		○		
		土壌改良材		○		○			○		○		
606	肥料・農薬			○		○			○		○		
701	目地板			○		○			○		○		
702	注入目地材			○		○			○		○		
703	ポリ塩化ビニル止水板			○			○		○		○		

(摘要の注はP20の注1～注17をいう)

別表-1

番号	品名	執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要
				品質				数量		承諾	監督	
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形			
704	硬質塩化ビニル管		○			○			○			
705	エポキシ樹脂モルタル		○		○				○			注4
706	高輝度反射材		○		○				○	○		
707	地点標		○		○				○		○	
708	付着防止剤		○		○				○		○	
709	ライナープレート		○		○				○	○		
710	EPS(軽量盛土工法用発砲スチロール)		○		○				○		○	
711	硬質骨材(すべり止め舗装用)		○		○				○		○	
712	低騒音舗装用排水パイプ		○		○				○		○	
	造園材料(石材)		○		○				○	○		○ 注2
	造園材料(木材)		○		○				○	○		○ 注2
	組立人孔(規格品)		○			○			○	○		注8
	組立人孔(特殊品)		○		○				○	○		
	通信用塩化ビニル管(PV管)		○			○			○		○	注9
	通信用塩化ビニル管ダクトスリーブ		○			○			○		○	注9
	通信用塩化ビニル管用管枕		○		○				○		○	注9
	通信用塩化ビニル管用潤滑剤		○		○				○		○	注9
	電力用塩化ビニル(SVP管)		○			○			○		○	注9
	電力用塩化ビニル管ダクトスリーブ		○			○			○		○	注9
	電力用塩化ビニル管用管枕		○		○				○		○	注9

(摘要の注はP20の注1～注17をいう)

別表－1

番号	品名	執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要
				品質				数量				
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
	電力用塩化ビニル管用接着剤		○		○				○		○	注9
	電線共同溝U型ボックス(特殊部)	○	○		○				○		○	注9、注17
	電線共同溝铸铁製蓋	○	○		○				○		○	注9、注17
	電線共同溝ふた用銘板		○		○				○		○	注9
	電線共同溝用埋設シート		○		○				○		○	注9
	アルミニウム高欄・柵		○		○					○	○	
	当局以外の管理者が仕様を定めている物品		○		○					○	○	注15

(摘要の注はP20の注1～注17をいう)

品目別の執行区分及び検査方法（別表－１）の摘要欄に関する注意事項

- 注１） 提出書類の区分の欄の「承諾」とは「承諾申請書」を、「監督」とは「監督員資料」のことをいう。
- 注２） 検査方法のうち、数量の欄の「検量」と「出来形」の両方に○印を付した材料は、原則として、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形による検査とし、設置後の数量の確認が困難なものについては、検量による検査とする。
- 注３） 主に工場で素材として使用する材料は、材料検査は不要とし、執行区分、検査方法、提出書類の区分の欄を空欄とした。
なお、事前審査制度の対象となっていない工場の素材として使用する場合や、素材以外に材料として使用する場合は、工事等の主管課長の判断により検査方法等を決定する。
- 注４） 材料番号２０１～２０３、５０１～５１０、５１２～５１４及び７０５の材料で、橋梁工事に使用するもので、「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」の対象となるものについては、品質検査の区分は「書類による検査」とするが、検査方法は同要領に基づくものとする。
- 注５） 材料番号４１７～４２７のアスファルト混合物のうち、「アスファルト混合物事前審査制度」の対象となっているものについては「事前審査認定書（写）」を提出し、なっていないものについては、配合報告書を作成し「承諾申請書」を提出のうえ、「試験を行う検査」により品質を確認すると共に、試験研究機関の試験結果を提出するものとする。
- 注６） 材料番号３０１～３０６の材料は、手練りコンクリートや地盤改良工等において、工事現場で使用する場合に限り、材料検査を行う。
- 注７） 材料検査の技術的基準は、別表－４及び「特記仕様書」等によるものとする。
なお、別表－４は、試験を行う検査として定められた材料又は確認を検査に代えた材料における検査の頻度・方法について、定めたものである。
- 注８） 「（公社）日本下水道協会」の認定適用資器材（Ⅱ類）並びに認定資器材を使用する場合に適用する。検査に当たっては、当該製品に表示（刻印等）されている認定標章（マーク）を確認する。
- 注９） 東京都電線共同溝整備マニュアル又は標準構造図集による。
- 注10) 本表の材料番号は「土木材料仕様書」の材料番号と同一のものである。
- 注11) 材料番号１０８～１１３、１１７及び３１２の材料で、「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象となる舗装材料として使用するものについては、品質検査の区分は「書類による検査」とし、提出書類の区分は「監督員資料」とする。
- 注12) 土木工事については、「（参考－２）材料承諾申請書等提出要領」に基づき、提出する。
- 注13) 供給者別に試験成績表を提出する。
- 注14) 配合報告書を提出する。
- 注15) 国区市町村道への接続が行われる道路工事等において、相手方の管理区分内に相手方が定める仕様に基づいた構造物（街路灯、標識、防護柵等）を築造することがある。
この場合は、相手方の仕様を承諾申請書に添付する。
- 注16) J I S等規格品以外は土木材料仕様書に従い試験が必要となる。
- 注17) 次の部材は本基準 第３（材料検査の執行区分）の２に基づき適正に対応すること。
・電線共同溝部材（強度計算、現場加工を要する部材）
・橋梁重要部材（支承、伸縮装置、落橋防止装置、変位制限装置）

別表－ 2

品目別の執行区分及び検査方法

(建築工事)

材料検査の品目別執行区分及び検査方法 (建築工事)

区分	品名	監督員検査			摘要
		検査の方法			
		試験	確認		
成績	製作図及びカタログ				
土工事	割り石、砂利、再生砕石等	別表1による			
地業工事	PHC杭 A種、B種、C種			○	
鉄筋工事	異形棒鋼			○	
	スパイラルフープ			○	
	鉄筋金網			○	
コンクリート工事	生コンクリート	○			ただし、「土木工事施工管理基準」に基づく施工管理対象工事は別表1による
鉄骨工事	等辺山形鋼			○	
	不等辺山形鋼			○	
	溝形鋼			○	
	I・H形鋼			○	
	外法H形鋼			○	
	平鋼			○	
	縞鋼板			○	
	軽量形鋼			○	
	デッキ・キーストプレート			○	
	アンカーボルト			○	
	高力ボルト			○	
	特殊高力ボルト			○	
	フラットデッキ			○	
既製コンクリート工事	空洞コンクリート			○	
	れんが			○	
	れんがブロック			○	

別表－２

区分	品名	監督員検査			摘要
		検査の方法			
		試験	確認		
成績	製作図及びカタログ				
防水工事	アスファルト防水材			○	
	合成高分子ルーフィング防水材			○	
	塗膜防水材			○	
	モルタル防水材			○	
	ポリエチレンフィルム			○	
	合成樹脂発泡体			○	
	れき青質板			○	
	アルミアングル			○	
	シーリング材			○	
石工事	花こう岩			○	
	大理石			○	
	テラゾブロック			○	
タイル工事	タイル			○	
木工事	木材（構造材、端柄材、造作材、板材、合板）			○	
	釘金物類			○	
	接着剤			○	
	防腐剤			○	
金属工事	縦樋（白ガス管）				○
	〃（塩ビ管）				○
	インサート			○	
	コーナービード			○	
	床目地棒			○	
	ルーフドレイン			○	
	マンホール蓋			○	
	階段ノンスリップ			○	

別表－2

区分	品名	監督員検査			摘要	
		検査の方法				
		試験	確認			照合
			成績	製作図及びカタログ		
金属工事	軽量鉄骨			○		
	天井点検口			○		
	床点検口			○		
左官工事	石こうプラスタ			○		
	外装塗材（厚、薄）			○		
	内装塗材（厚、薄）			○		
	複層仕上塗材			○		
	下地調整材			○		
	床セルフレベルング材			○		
建具工事	木製建具			○		
	建物金具			○		
	襖			○		
	天袋・地袋			○		
	障子			○		
	金属建具			○		
	シャッター			○		
ガラス工事	ガラス			○		
	ガラス副資材（ガスケット、油性ワ、シーリング）			○		
塗装工事	合成樹脂調合ペイント（SOP）				○	
	フタル酸樹脂エナメル（FE）				○	
	合成樹脂調合エマルジョン（EP）				○	
	塩化ビニルエナメル（VP）				○	
	アクリル樹脂エナメル（AE）				○	
	クリアラッカー（CL）				○	
	油性ステイン（OS）				○	

別表－2

区分	品名	監督員検査			摘要	
		検査の方法				
		試験	確認			照合
			成績	製作図及びカタログ		
内外装工事	畳			○		
	ビニル系床シート			○		
	ビニル床タイル			○		
	ソフト幅木			○		
	石膏ボード			○		
	ケイ酸カルシウム板			○		
	セメント板			○		
	ロックウール化粧吸音板			○		
	ポリスチレンフォーム板			○		
	クロス			○		
	ロックウール（半乾式）（湿式）			○		
	屋根折板			○		
	塗り床材（セメント系、ウレタン系、エポキシ系）			○		
	グラスウール			○		
	パーティクルボード			○		
	合板（特殊）			○		
	フローリング			○		
	じゅうたん			○		
仕上ユニット工事	黒板			○		
	チョークボックス			○		
	ピクチャーレール			○		
	掲示板			○		
	室名札			○		
	流し台			○		

別表－2

区分	品名	監督員検査			摘要	
		検査の方法				
		試験	確認			照合
			成績	製作図及びカタログ		
仕上ユニット工事	コンロ		○			
	吊り戸棚		○			
外構整備工事	アスファルト舗装	別表1による				
	インターロッキングブロック		○			
	メトロレンガ		○			
	鉄筋コンクリートU型溝			○		
	コンクリートU型溝蓋			○		
	U型溝グレーチング蓋		○			
	鉄筋コンクリート特殊L型溝蓋			○		
	鉄筋コンクリートL型溝			○		
	地先境界ブロック			○		
	歩車道境界ブロック			○		
	ネットフェンス		○			
	排水ヒューム管			○		
	円形人孔（組立て）			○		
	車止め		○			
学校体育施設工事	浸透集水管（コンクリート系FP, 糸糸ドレンパイプ）		○			
	グラウンド・テニスコート舗装材		○			
	支柱用埋筒		○			
	テニスコートライン		○			
	コートポイント		○			
	礎石、角石		○			
	体育館床		○			
	器具用床埋込金物		○			
	コートライン		○			

別表－2

区分	品名	監督員検査			摘要
		検査の方法			
		試験	確認		
成績	製作図及びカタログ				
学校体育 施設工事	防球ネット			○	
	肋木			○	
	クライミングロープ			○	
	ダンスバー			○	
	柔道畳			○	
植栽工事	樹木・芝・植栽材等	別表1による			

別表－ 3

品目別の執行区分及び検査方法

(設備工事)

別表－ 3 － 1	電気設備工事	31
別表－ 3 － 2	機械設備工事	36
別表－ 3 － 3	水門、排水ポンプ設備工事	41

材料検査の品目別執行区分及び検査方法 (電気設備工事)

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認		照 合	
			成 績	製作図及びカタログ		
1, 電線類	電線 (規格品)				○	注参照
	電線 (規格品外)			○		
	ケーブル (規格品)				○	注参照
	ケーブル (規格品外)			○		
	端末処理材 (高圧用)			○		
2, 電線管類及びボックス類	電線管類及び付属品 (規格品)				○	注参照
	電線管類及び付属品 (規格品外)			○		
	P F 管, C D 管, V E 管及び付属品			○		
	波付ポリエチレン管及び付属品			○		
	プルボックス			○		
	ケーブルラック及び付属品			○		
	バスダクト			○		
	金属ダクト			○		
	フロアダクト及び付属品			○		
	ライティングダクト			○		
	金属製線ぴ			○		レースウェイ等
	合成樹脂線ぴ (規格品)				○	モール、注参照
3, 配線器具及び電気機器	光電式自動点滅器				○	注参照
	タイマー等			○		
	電極棒類, フロートスイッチ等			○		
	リレー・マグネットスイッチ等			○		
	配線器具 (規格品)				○	埋込、露出スイッチ、コンセント等、注参照
	換気扇 (住宅用)			○		

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－3－1

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認		照 合	
			成 績	製作図及びカタログ		
3, 配線器具及び電気機器	換気扇（住宅用以外）		○			
	有圧換気扇		○			
4, がいし類及びコンクリート製品	がいし類（規格品）				○	注参照
	支持金物類			○		
	電柱（コンクリート柱）及び根かせ類			○		
	電柱（鋼管柱）			○		
	装柱材			○		
	ハンドホール類			○		既製ハンドホール 鋳鉄蓋、地中箱
	標識及び地中電線路表示シート			○		接地標、ケーブル埋設 標、埋設用シート
5, 電力機器	高圧受配電盤（キュービクルを含む）	○				
	計器類			○		
	計器用変流器・変圧器			○		
	継電器類（電子式又は静止式を含む）		○			GR, OCR等
	断路器			○		
	高圧カットアウト			○		
	高圧開閉器及び接触器		○			
	高圧しゃ断器		○			
	電力ヒューズ				○	注参照
	変圧器			○		
	〃（特高、特注）	○				
	高圧コンデンサ、リアクトル			○		
	変電室用金物類			○		保護金網、綽鋼板 フレームパイプ等

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－3－1

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要	
		検査の方法	検査の方法				
		試 験	確認		照 合		
			成 績	製作図及び びカタログ			
5, 電力機器	母線材			○			
	接地材			○			
	変電室付属品			○		耐電板、ゴム手袋等	
	UGS, GR付きPAS		○				
	避雷器			○			
	電動機（低圧）			○			
	電動機（高圧）	○					
6, 避雷針設備	突針、支持管、導線、接続器等			○			
7, 通信用機器	拡声機器及び付属機器（汎用品）			○		スピーカー、マイクホン、 アンプ、チャイム、テープレコーダー プレーヤー、ラック 等	
	電話設備（主装置共）			○		インターホン含む	
	テレビ共同受信設備材			○		アンテナ、ブースター、分配器等	
	監視カメラ装置			○			
	電気時計			○		水晶式親時計、 太陽電池時計等	
8, 火災報知機器	火災報知器、非常通報装置 （受信器）			○		総合盤	
	感知器類（発信器）				○	規格は消防認定品	
	空気管				○	〃	
	ベル				○	〃	
	標示灯				○	〃	
	標識板				○	〃	
	消火ポンプ起動リレー				○	〃	
	試験器	試験器				○	〃
	非常通報装置（受信器）			○		押しボタン、 ランプ、電話等	

別表－3－1

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認		照 合	
			成 績	製作図及び カタログ		
8, 火災報 知機器	中継器				○	規格は消防認定品
	自動閉鎖装置			○		
9, 照明器 具	照明器具			○		
	照明器具（特注品）	○				
	LED照明器具			○		
	LED照明器具（特注品）	○				
	灯 柱			○		
	灯 柱（特注品）	○				
	安定器類			○		
	ランプ類				○	注参照
10, 盤類 及び開 閉器類	盤類		○			
	盤類（特注品）	○				
	戸別開閉器			○		パネル形分電盤
	配線用しゃ断器				○	MCB, ELB等
	モーターブレーカー 配電箱（規格品）			○		鉄箱開閉器
	引込開閉器			○		引込箱
	電磁開閉器				○	注参照
	安全開閉器				○	〃
	ヒューズ類				○	〃
11, 発電 装置 (パッケージ型)	パッケージ型発電装置		○			パッケージ型発電装置 とは防音ジャケットに 入った一式のもの
12, 発電 装置 (パッケージ型 以外)	原動機類（含ガスタービン）	○				
	発電機	○				
	配電盤	○				
	補機附属装置	○				

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－3－1

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要																		
		検査の方法	検査の方法																					
		試 験	確認		照 合																			
成 績	製作図及び びカタログ																							
13, 直流 電源装 置及び 無停電 電源装 置	整流装置	○																						
	蓄電池		○																					
	UPS (規格品)		○																					
	UPS (特注品)	○																						
	CVCF (規格品)		○																					
	CVCF (特注品)	○																						
14, 特殊 設備						検査事務主管課長の指示による																		
15, 特注 製品						検査事務主管課長の指示による																		
<p>備考</p> <p>1. 東京都電気設備工事標準仕様書にて表記されている試験項目を参考に記す。</p> <table border="0"> <tr> <td>電力設備工事</td> <td>機材の試験</td> <td>2. 1. 17</td> </tr> <tr> <td>受変電設備工事</td> <td>機材の試験</td> <td>3. 1. 10</td> </tr> <tr> <td>電力貯蔵設備工事</td> <td>機材の試験</td> <td>4. 1. 5</td> </tr> <tr> <td>発電設備工事</td> <td>機材の試験</td> <td>5. 1. 9</td> </tr> <tr> <td>通信・情報設備工事</td> <td>機材の試験</td> <td>6. 1. 22</td> </tr> <tr> <td>中央監視制御設備工事</td> <td>機材の試験</td> <td>7. 1. 5</td> </tr> </table> <p>2. 国区市町村が管理する管理区分内に、当該管理者が仕様を定める構造物を築造する場合の検査区分は、監督員検査とする。</p>							電力設備工事	機材の試験	2. 1. 17	受変電設備工事	機材の試験	3. 1. 10	電力貯蔵設備工事	機材の試験	4. 1. 5	発電設備工事	機材の試験	5. 1. 9	通信・情報設備工事	機材の試験	6. 1. 22	中央監視制御設備工事	機材の試験	7. 1. 5
電力設備工事	機材の試験	2. 1. 17																						
受変電設備工事	機材の試験	3. 1. 10																						
電力貯蔵設備工事	機材の試験	4. 1. 5																						
発電設備工事	機材の試験	5. 1. 9																						
通信・情報設備工事	機材の試験	6. 1. 22																						
中央監視制御設備工事	機材の試験	7. 1. 5																						

区 分	品 名	検査員検査	監 督 員 検 査			摘 要
		検査の方法	検 査 の 方 法			
		試 験	確 認		照 合	
成 績	製作図及びカタログ					
1, 共通材料	管及び継手類 (規格品)				○	給排水用、注参照
	管及び継手類 (規格品外)			○		〃
	弁類 (規格品)				○	注参照
	弁類 (手動, 規格品外)			○		
	弁類 (自動, 規格品外)		○			
	伸縮継手			○		
	防振継手			○		
	可とう継手			○		
	配管用支持金物			○		
	保温、保冷、防露材料			○		
	バルブボックス (含水量器ボックス)			○		
	ポンプ類		○			
	ポンプ類 (特注品)	○				
	ストレーナ (規格品)				○	注参照
	ストレーナ (規格品外)			○		
	Vベルト				○	注参照
	ベアリング				○	〃
	塗料				○	〃
圧力タンク		○			ボイラ及び圧力容器安全規則による	
2, 給水設備	水槽類 (鋼板製)	○				
	水槽類 (鋼板製組立式)			○		
	水槽類 (樹脂製)			○		
	水槽類 (木製)	○				

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－ 3 － 2

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認		照 合	
			成 績	製作図及びカタログ		
2, 給水設備	水栓類				○	注参照
	ボールタップ、定水位弁			○		
	水栓柱			○		
	流量計			○		
	量水器				○	注参照
3, 消火設備	消火ポンプユニット			○		工事標準仕様書該当適合品
	消火機器			○		〃
	消火器				○	注参照
4, 給湯設備	給湯ボイラ		○			
	バーナ			○		
	湯沸器類			○		
	給湯暖房機			○		
	排気筒			○		
	貯湯槽			○		
5, 排水通気設備	排水金物 (含トラップ、掃除口)			○		
	通気ガラリ			○		
	バンドキャップ			○		
	排水ます			○		
	鋳鉄製マンホール蓋			○		
	鋳鉄製格子蓋			○		
	コンクリート製蓋			○		
	鋼鉄製蓋			○		

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表-3-2

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認		照 合	
			成 績	製作図及びカタログ		
6, 衛生器具設備	衛生器具類				○	注参照
	衛生器具類（規格品以外）			○		
	付属金物類			○		
	紙巻器			○		
	鏡			○		
	化粧棚			○		
	水飲器			○		
	水石鹼入			○		
7, ガス設備	ガスカラン			○		プロパン用
	コック類			○		〃
	燃焼器具類			○		
8, 浄化槽設備	槽本体			○		FRP槽等
	機器類及び付属材料			○		〃
9, さく井設備	ストレーナ加工側管			○		
	側管			○		
10, ボイラ設備	オイルストレージタンク	○				
	熱交換器	○				
	各種ボイラ		○			ボイラ 及び圧力容器 安全規則による
	バーナ類			○		
	軟水装置			○		
	槽類			○		
	各ヘッド		○			
	オイルサービスタンク			○		
煙突			○			

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表-3-2

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認		照 合	
			成 績	製作図及びカタログ		
10, ボイラ設備	煙道			○		
	レンガ類				○	注参照
	モルタル類				○	〃
	トラップ類				○	〃
	熱管理計器			○		
	耐熱塗料			○		
	火格子			○		
	軟水器			○		
11, 冷凍機設備	冷凍機 (60冷凍トン未満)		○			
	冷凍機 (60冷凍トン以上)	○				
	凝縮機			○		
	蒸発器			○		
	レシーバータンク			○		
	オイルセパレータ			○		
	冷凍機付属品			○		
	冷媒弁				○	注参照
12, 空気調和設備	冷暖房機		○			
	送風機 (#6, φ900以上)	○				#= 翼直径/150
	送風機 (#6, φ900未満)		○			〃
	空気調和機		○			
	空気ろ過器			○		
	伸縮継手			○		
	ダンパ類			○		
	吹出口及び吸込口類			○		
	消音装置			○		

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－ 3 － 2

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認		照 合	
			成 績	製作図及びカタログ		
12, 空気調和設備	天蓋			○		
	ダクト用補助材料及び支持金物			○		
	風道			○		
	空気調和制御機器			○		
	冷却塔			○		
	放熱器			○		ファンコイルユニット, ファンコンベクタ等
	冷温水発生器 (100冷凍未満)		○			
	冷温水発生器 (100冷凍以上)	○				
13, その他設備	昇降機 (規格品)		○			BL認定品
	昇降機 (規格品以外)	○				
	小荷物専用昇降機			○		
14, 機械駐車装置	機械駐車装置		○			
15, 水処理装置	循環浄化装置 (ろ過機)	○				
	〃 (ユニット型)		○			
	ろ材			○		
	熱交換器		○			
	海水仕様ポンプ (φ80未満)		○			
	〃 (φ80以上)	○				
16, 特殊設備						検査事務主管課長の指示による
17, 特注製品						検査事務主管課長の指示による

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認		照 合	
			成 績	製作図及びカタログ		
1, 単体製品	水門門扉	○				
	天井走行クレーン	○				
	ワイヤーロープ		○			
	水密ゴム		○			
	開度計		○			
	制動機		○			電磁ブレーキ、油圧押し上げブレーキ等
	油圧機器		○			油圧ポンプ、油圧シリンダー等含む
	集中給油装置			○		付属品を含む
	ディーゼル機関	○				主ポンプ用
	流体継手	○				主ポンプ用
	遠心クラッチ			○		
	減速機類	○				主ポンプ用
	空気圧縮機		○			
	空気槽		○			
	歯車ポンプ		○			
	貯油槽		○			
	オイルサービスタンク			○		
	排水機場主ポンプ	○				
	吐出管類	○				主ポンプ用
	弁類	○				主ポンプ用
真空ポンプ		○			付属品を含む	
除塵機	○					

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－ 3 － 3

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認		照 合	
成 績	製作図及 びカタログ					
2, 部品類	機関等機器部品			○		純正部品
	シリンダーライク等重要部品		○			
	潤滑油及び作動油				○	注参照
	計器類			○		
	鋼材品			○		カバー, 架台, 階段等
	ボルト類			○		JIS 規格品は照合
3, 特殊設備						検査事務主管課長の指示による
4, 特注製品						検査事務主管課長の指示による

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－４

材料検査の技術的基準

(土木工事)

別表－４－１	材料検査の技術的基準	45
別表－４－２	試料採取量	57
	材料検査の技術的基準（別表－４）に関する注意事項	59

技術的基準における用語の説明を次に示す。

試料採取単位・・・１つの試料が代表しうる単位であり、この数量ごとに試験試料を採取するものとする。ただし、端数の取扱いは、切り上げる。

試験省略限度・・・材料の使用数量がこれ以下の場合、品質検査についての試験を省略し、確認によることができる限度を示すものである。

必ず試験を実施する項目・・・材料の使用数量が試験省略限度以上の場合、品質検査の方法が必ず試験によらなければならない項目である。

試験を省略できる項目・・・品質検査の方法が原則として試験によらなくてもよい項目である。ただし、検査職員が特に必要と認めた場合に限り、その指示する項目を試験することができる。

別表4-1

番号	品名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合 は確認による)	試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		
						検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で 確認・照合する項目	
101	洗砂利	300m ³	別表4-2による	—	—	—	粒度	
102	コンクリート用砕石	300m ³	別表4-2による	—	—	密度・吸水率	すりへり減量・安定性・粒度・ 微粒分量・実績率	
103	コンクリート用砕砂	150m ³	別表4-2による	—	—	密度・吸水率	安定性・粒度・微粒分量・実績率	
104	コンクリート用洗砂	150m ³	別表4-2による	—	—	—	有機不純物・粒度	
105	アスファルト混合物用洗砂	150m ³	別表4-2による	—	—	—	有機不純物・粒度	注3
106	構造用軽量コンクリート骨材	300m ³	別表4-2による	—	—	密度	強熱減量・三酸化硫黄・塩化物・ 酸化カルシウム・有機不純物・ 安定性・粘土塊量・微粒分量・ 粒度・実績率・圧縮強度・ 単位容積質量	注3
107	砂	300m ³	別表4-2による	—	—	粒度	—	
108	クラッシュヤラン	300m ³	25kg	—	—	粒度	すりへり減量・修正CBR	注11、注13
109	再生クラッシュヤラン	300m ³	25kg	—	—	粒度	すりへり減量・修正CBR・塑性 指数	注11、注13
110	再生砕石(擁壁等裏込め用)	300m ³	25kg	—	—	粒度	六価クロム化合物溶出及び含有量・ 石綿含有量・不純物量・塑性指数	注13
111	再生砂(RC-10)	300m ³	別表4-2による	—	—	粒度	—	注11、注13
112	粒度調整砕石	300m ³	25kg	—	—	粒度	密度・吸水率・すりへり減量・ 塑性指数・修正CBR	注11、注13
113	再生粒度調整砕石	300m ³	25kg	—	—	粒度	アスコン塊混入量・密度・吸水 率・すりへり減量・塑性指数・ 修正CBR	注11、注13
114	単粒度砕石	300m ³	25kg	—	—	密度・吸水率	すりへり減量・粒度	
115	スクリーニングス	300m ³	5kg	—	—	—	粒度・塑性指数	注3
116	砕石ダスト	300m ³	5kg	—	—	—	粒度	
117	道路用鉄鋼スラグ	300m ³	25kg	30m ³	呈色判定試験	粒度	水浸膨張比・単位容積質量・ 修正CBR・一軸圧縮強さ	高炉徐冷スラグのみ試験 注11
118	舗装用石粉	30t	0.5kg	—	—	粒度	水分・密度・塑性指数・加熱変 質・フロー・水浸膨張・はく離	
119	割ぐり石	監督員指示	監督員指示	—	—	密度	寸法	
120	玉石	—	—	—	—	—	寸法	
121	改良土	監督員指示	監督員指示	—	—	CBR	最大粒径	
122	流動化処理土	監督員指示	監督員指示	—	—	一軸圧縮強度・フロー 値・ブリージング率・処 理土の密度	土質区分・最大粒径・水質区 分	

(摘要の注はP20の注1～注17をいう。)

(検査の技術的基準の注はP59の注-1～注-5をいう。)

別表4-1

番号	品名	検査の技術的基準					概要	
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合 は確認による)	試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		
						検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項目		ミルシート等で 確認・照合する項目
123	粒状改良土	監督員指示	監督員指示	—	—	粒度・CBR	最大粒径	
124	アスファルト混合物用溶融スラグ(注-1)	300m ³	25kg	—	—	粒度・重金属溶出・重金属含有量	密度・吸水	
125	アスファルト混合物用汚泥焼却灰(注-1)	30t	0.5kg	—	—	粒度・重金属溶出・重金属含有量	水分・密度・塑性指数・加熱変質・フロー・水浸膨張・はく離	
126	コンクリート用再生骨材H	300m ³ (碎石) 150m ³ (細砂)	別表4-2 による	—	—	密度・吸水率	すりへり減量・安定性・粒度・微粒分量・実績率・不純物量	すりへり減量は碎石に適用
127	アスファルト混合物用鉄鋼スラグ	30t	0.5kg	—	—	粒度	水分・密度・塑性指数・加熱変質・フロー・水浸膨張・はく離	
201	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	JIS G 3101	—	—	引張り・曲げ	化学成分	注4
202	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106	JIS G 3106	—	—	引張り・曲げ・衝撃	化学成分・炭素当量	注4
203	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	JIS G 3114	—	—	引張り・曲げ・衝撃	化学成分	注4
204	ねずみ鋳鉄品	JIS G 5501	JIS G 5501	—	—	引張り	硬さ	注17
205	球状黒鉛鋳鉄品	JIS G 5502	JIS G 5502	—	—	引張り	化学成分	注17
206	炭素鋼鋳鋼品	JIS G 5101	JIS G 5101	—	—	引張り	化学成分	注17
207	炭素鋼鍛鋼品	JIS G 3201	JIS G 3201	—	—	引張り	化学成分・硬さ	注17
208	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	JIS G 3452	—	—	引張り・へん平・曲げ・均一性	化学成分・水圧	注2
209	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	JIS G 3444	—	—	引張り・へん平・曲げ・溶接部引張り	化学成分	注2
210	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	JIS G 3350	—	—	引張り	化学成分	注2
211	ステンレス鋼材	JIS G 4305	JIS G 4305	—	—	引張り	化学成分・硬さ	注2
212	ミーハナイトメタル	JIS G 5501に準ずる	JIS G 5501に準ずる	—	—	引張り	圧縮・硬さ・横折・弾性係数	
213	アルミニウム合金鋳物	JIS H 5202	JIS H 5202	—	—	引張り	化学成分	
214	アルミニウム合金押出型材	JIS H 4100	JIS H 4100	—	—	引張り	化学成分・硬さ	
215	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	JIS G 3112	—	—	引張り・曲げ	化学成分	各径毎
216	PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536	JIS G 3536	—	—	引張り	リラクセーション	
217	PC鋼棒	JIS G 3109	JIS G 3109	—	—	引張り	化学成分・リラクセーション	
218	鋼管ぐい	JIS A 5525	JIS A 5525	—	—	引張り・へん平・溶接部引張り	化学成分	注2
219	H形鋼ぐい	JIS A 5526	JIS A 5526	—	—	引張り	化学成分	注2
220	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	JIS A 5528	—	—	引張り	化学成分	注2
221	溶接用熱間圧延鋼矢板	JIS A 5523	—	—	—	引張り	化学成分・炭素当量	注2
222	鋼管矢板	JIS A 5530	JIS A 5530	—	—	引張り・へん平・溶接部引張り	化学成分	注2

(摘要の注はP20の注1～注17をいう。)

(検査の技術的基準の注はP59の注-1～注-5をいう。)

別表4-1

番号	品名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合 は確認による)	試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		
						検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で 確認・照合する項目	
223	軽量鋼矢板	JIS A 5528に準ずる	JIS A 5528に準ずる	—	—	引張り	化学成分	
224	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	監督員指示	(注-3)	—	—	(注-3)	—	六角ナット、平座金含む
225	摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット	監督員指示	(注-3)	—	—	(注-3)	—	六角ナット、平座金含む
226	タイロッド類	50本	1本	25本	引張り(組立)	—	化学成分	注2
227	スタッド	JIS B 1198	JIS B 1198	—	—	引張り・伸び	化学成分	
228	鉄網	監督員指示	監督員指示	—	—	引張り・曲げ	—	
229	溶接金網	監督員指示	監督員指示	—	—	溶接点せん断強さ、引張り	—	
230	ひし形金網	100m ²	列線1本	—	—	均一性	亜鉛付着量	
231	クrimp金網	100m ²	列線1本	—	—	均一性	亜鉛付着量	
232	ネットフェンス構成部材	監督員指示	監督員指示	—	—	—	強度・塗膜厚・耐久性・亜鉛付着量	
233	亜鉛めっき鉄線製かご類	100個	列線1本	—	—	—	亜鉛付着量	
234	道路びよう	1,000個	1個	—	—	破壊荷重	—	
235	反射性道路びよう	500個	1個	—	—	落下衝撃・曲り角度	—	
236	防護さく	1,000m	1組	—	—	亜鉛付着量・塗膜厚	—	
237	道路標識	路側式	100本	1本	—	—	亜鉛付着量・塗膜厚・反射性能	—
	オーバーハンク式	50本	1本	—	—	亜鉛付着量・塗膜厚・反射性能	—	
238	道路反射鏡	50本	1本	—	—	風荷重試験・亜鉛付着量・塗膜厚	45°鏡面光沢度・はく離試験・耐衝撃性・歪度	
239	視線誘導標	100本	1本	—	—	亜鉛付着量・塗膜厚・反射性能	—	
240	照明灯柱テーパーポール	基準(本章第9)による。						
241	道路照明用器具	基準(本章第9)による。						
242	橋梁用高降伏点鋼板(SBHS)	JIS G 3140	JIS G 3140	—	—	引張り、伸び	化学成分	
243	ねじふし鉄筋及び継手	監督員指示	監督員指示	—	—	引張強度・圧縮強度	—	
301	ボルトランドセメント	50t	5.5kg	—	—	圧縮強さ	比表面積・凝結・安定性・水和熱・強熱減量・塩化物イオン・化学成分	注6
302	高炉セメント	50t	5kg	—	—	圧縮強さ	比表面積・凝結・安定性・化学成分・強熱減量	注6

(摘要の注はP20の注1～注17をいう。)

(検査の技術的基準の注はP59の注-1～注-5をいう。)

別表4-1

番号	品名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合 は確認による)	試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		
						検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で 確認・照合する項目	
303	エコセメント	50t	5kg	—	—	圧縮強さ	比表面積・凝結・安定性・強熱減量・塩化物イオン・化学成分・全アルカリ	注6
304	フライアッシュ	10t	別表4-2による	—	—	粉末度(残分、比表面積)	二酸化けい素・湿分・強熱減量・密度・フロー値比・活性度指数	注6
305	安定処理用石灰	50t	100g	—	—	化学成分(酸化カルシウム、二酸化炭素)	粉末度残分(消石灰についてのみ実施)	注6
306	セメント系固着材	50t	12g	—	—	化学成分 ($\text{SiO}_2, \text{Al}_2\text{O}_3, \text{CAO}, \text{SO}_3$)	比表面積	注6
307	一般用レディーミクストコンクリート	土木工事施工管理基準による。						注13、注14
308	舗装用レディーミクストコンクリート	土木工事施工管理基準による。						注13、注14
309	水中用レディーミクストコンクリート	土木工事施工管理基準による。						注13、注14
310	再生骨材Mを用いたコンクリート	土木材料仕様書及び土木工事施工管理基準による。						
311	再生骨材Lを用いたコンクリート	土木材料仕様書及び土木工事施工管理基準による。						
312	セメント処理混合物	100m ³	3本	30m ³	圧縮・密度	—	粒度・セメント量・フライアッシュ量	注11
313	遠心力鉄筋コンクリート管	300本	1本	—	—	曲げ強度	内圧強さ	
314	プレストレストコンクリート管	300本	1本	—	—	曲げ強度	内圧強さ	
315	舗装用コンクリート平板	3,000枚	3枚	—	—	曲げ強度	透水係数	
316	視覚障害者誘導用ブロック	3,000枚	3枚	—	—	曲げ強度	—	
317	インターロッキングブロック	6,000個	3個	—	—	曲げ強度・圧縮強度	透水係数,保水量,吸上げ高さ	
318	鉄筋コンクリートU形	1,000個	2個	—	—	曲げ強度	—	
319	鉄筋コンクリートU形用ふた	1,000個	2個	—	—	曲げ強度	—	
320	鉄筋コンクリートL形	1,000個	2個	—	—	曲げ強度・圧縮強度	—	
321	鉄筋コンクリート特殊L形(鉄筋コンクリートU形ふた掛け用)	1,000個	2個	—	—	圧縮強度	—	
322	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊(場所打側溝ふた掛け用)	1,000個	2個	—	—	曲げ強度	—	
323	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊(建設省型)	監督員指示	監督員指示	—	—	圧縮強度	—	
324	コンクリート境界ブロック	1,000個	2個	—	—	曲げ強度・圧縮強度	—	
325	歩車道境界特殊コンクリートブロック	監督員指示	監督員指示	—	—	圧縮強度	—	
326	セミフラット型街きよ	1000個	2個	—	—	圧縮強度	—	

(摘要の注はP20の注1～注17をいう。)

(検査の技術的基準の注はP59の注-1～注-5をいう。)

別表4-1

番号	品名	検査の技術的基準						概要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合 は確認による)	試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		
						検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で 確認・照合する項目	
327	集水ます(街きよ用L形用・U形用)ブロック類	監督員指示	監督員指示	—	—	圧縮強度	—	
328	鋳鉄製格子形集水ます用ふた	監督員指示	監督員指示	—	—	引張り	硬さ・化学成分	
329	汚水ます(L形・円形)ブロック類	監督員指示	監督員指示	—	—	圧縮強度、引張り(装鉄製ふたの場合)	硬さ(装鉄製ふたの場合)	
330	人孔側塊	監督員指示	監督員指示	—	—	圧縮強度	—	
331	人孔床版塊	監督員指示	監督員指示	—	—	圧縮強度	—	
332	人孔ふた	監督員指示	監督員指示	—	—	たわみ試験、残留たわみ試験、破壊荷重試験	化学成分、引張強さ(母材)	
333	人孔付属物	監督員指示	監督員指示	—	—	圧縮強度(人孔調整用ブロック) 曲げ強度(副管用短管)	内圧強さ(副管用短管)	
334	植樹帯用コンクリートブロック	監督員指示	監督員指示	—	—	圧縮強度	—	
335	道路浸透ます(コンクリート枠)	監督員指示	監督員指示	—	—	圧縮強度・荷重載荷試験	—	
336	公園用ハンドホール	監督員指示	監督員指示	—	—	圧縮強度	—	
337	鉄筋コンクリート境界標杭	監督員指示	監督員指示	—	—	圧縮強度	—	
338	コンクリート積みブロック	3,000個	3個	なし	質量	コア圧縮強度	—	
339	空洞コンクリートブロック	1,000個	3個	—	—	圧縮強さ	密度・吸水率・透水性	
340	プレストレストコンクリート矢板	500枚	2枚	—	—	ひび割れモーメント	圧縮強度・破壊モーメント	
341	遠心力鉄筋コンクリートぐい	100本	2本	—	—	ひび割れモーメント	圧縮強度・破壊曲げモーメント	
342	プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい	100本	2本	—	—	ひび割れ曲げモーメント・破壊曲げモーメント・せん断強度	圧縮強度	注16
343	道路橋用プレストレストコンクリート橋げた	50本	2本	—	—	ひび割れ試験曲げモーメント	圧縮強度	
344	鉄筋コンクリート管(ソケット)	300本	2本	—	—	ひび割れ荷重	破壊荷重	
345	プレキャスト街きよブロック	1000個	2個	—	—	圧縮強度	—	
346	信号機用ハンドホール	監督員指示	監督員指示	—	—	圧縮強度	—	

(概要の注はP20の注1～注17をいう。)

(検査の技術的基準の注はP59の注-1～注-5をいう。)

別表4-1

番号	品名		検査の技術的基準					概要	
			試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合 は確認による)	試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		
							検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項目		ミルシート等で 確認・照合する項目
401	石油アスファルト	ストレート 20～40	10t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・ 薄膜加熱質量変化率・ 薄膜加熱針入度残留率・ 蒸発質量変化率・ 蒸発後の針入度比	-	トルエン可溶分・引火点・密度	注3
		ストレート 40～120	50t	2kg	10t				注3
402	ポリマー改質アスファルトⅠ型		30t	2kg	3t	針入度・軟化点・伸度・ 薄膜加熱針入度残留率・ タフネス・テナシティ	-	引火点	注3
403	ポリマー改質アスファルトⅡ型		30t	2kg	3t	針入度・軟化点・伸度・ 薄膜加熱針入度残留率・ タフネス・テナシティ	-	引火点	注3
404	ポリマー改質アスファルトⅢ型		30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・ 薄膜加熱質量変化率・ 薄膜加熱針入度残留率・ タフネス・テナシティ・ 60℃粘度	-	引火点	注3
405	ポリマー改質アスファルトⅢ型-W		30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・ 薄膜加熱質量変化率・ 薄膜加熱針入度残留率・ タフネス・テナシティ・ 60℃粘度	-	引火点	注3

(摘要の注はP20の注1～注17をいう。)

(検査の技術的基準の注はP59の注-1～注-5をいう。)

別表4-1

番号	品名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合 は確認による)	試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		
						検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で 確認・照合する項目	
406	ポリマー改質アスファルトⅢ型-WF	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・フラス脆化点・粗骨材のはく離面積率	—	引火点	注3
407	ポリマー改質アスファルトH型	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・テナシティ・60℃粘度	—	引火点	注3
408	ポリマー改質アスファルトH型-L	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・フラス脆化点・粗骨材のはく離面積率・曲げ仕事量・曲げスティフネス	—	引火点	注3
409	ポリマー改質アスファルトH型-M	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・フラス脆化点・粗骨材のはく離面積率・曲げひずみ	—	引火点	注3
410	熱硬化性エラストマー入りアスファルト	30t	2kg	なし	針入度変化量・動的安定度・残留安定度	—	引火点	注3

(摘要の注はP20の注1～注17をいう。)

(検査の技術的基準の注はP59の注-1～注-5をいう。)

別表4-1

番号	品名	検査の技術的基準					概要	
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合 は確認による)	試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		
						検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項目		ミルシート等で 確認・照合する項目
411	脱色バインダ	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・三塩化エタン可溶分(歩道用)・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・蒸発後の針入度比・タフネス(車道用)・テナシティ(車道用)	—	引火点・密度(歩道用)	注3
412	トリニダッドレイクアスファルト	5t	2kg	なし	針入度・軟化点・灰分・蒸発質量変化率	—	引火点・密度	注3
413	硬質アスファルト	20t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・灰分・蒸発質量変化率・蒸発後の針入度比	—	引火点・密度	注3
414	石油アスファルト乳剤	50kℓ	2ℓ	10kℓ	粒子の電荷・エングレー度・蒸発残留分・針入度・伸度・凍結安定度・混合性	—	貯蔵安定度・ふるい残留分・トルエン可溶分・付着度	
415	改質アスファルト乳剤	30kℓ	2ℓ	3kℓ	エングレー度・粒子の電荷・蒸発残留分・針入度・軟化点・タフネス・テナシティ・凍結安定度	—	ふるい残留分・付着度・貯蔵安定度	

(概要の注はP20の注1～注17をいう。)

(検査の技術的基準の注はP59の注-1～注-5をいう。)

別表4-1

番号	品名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合 は確認による)	試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		
						検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で 確認・照合する項目	
416	タイヤ付着抑制型アスファルト乳剤	30kℓ	2ℓ	3kℓ	エングラード・粒子の電荷・蒸発残留分・針入度・軟化点・タフネス・テナシティ・凍結安定度・タイヤ付着率	—	ふるい残留分・付着度・貯蔵安定度	
417	アスファルト混合物 (細粒度・密粒度・密粒度ギャップ・開粒度1号・開粒度2号・粗粒度・ポラス)	注-5	注-5	注-5	粒度・アスファルト量	—	—	注5
418	再生加熱アスファルト混合物 (再生密粒度・再生粗粒度)	注-5	注-5	注-5	粒度・アスファルト量	—	回収した再生アスファルトの針入度	注5
419	ポリマー改質再生アスファルト混合物	注-5	注-5	注-5	粒度・アスファルト量	—	回収した再生アスファルトの針入度	
420	グースアスファルト混合物	注-5	注-5	注-5	粒度・アスファルト量	—	—	注5
421	常温混合物	注-5	注-5	—	—	—	(注-1)	注5
422	重交通対応・全天候型常温混合物	注-5	注-5	—	—	常温ホイールトラッキング試験・一軸圧縮試験・簡易ポットホール走行試験	(注-1)	注5
423	アスファルト処理混合物	注-5	注-5	注-5	粒度・アスファルト量	—	—	注5

(摘要の注はP20の注1～注17をいう。)

(検査の技術的基準の注はP59の注-1～注-5をいう。)

別表4-1

番号	品名	検査の技術的基準						摘要	
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合 は確認による)	試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)			
						検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で 確認・照合する項目		
424	再生加熱アスファルト処理混合物	注-5	注-5	注-5	粒度・アスファルト量	-	回収した再生アスファルトの針入度	注5	
425	半たわみ性アスファルト混合物	注-5	注-5	注-5	曲げ強度・ 粒度・アスファルト量	-	-	注5	
426	保水性アスファルト混合物	注-5	注-5	注-5	粒度・アスファルト量・ マーシャル安定度・曲げ強度・動的安定度	-	-	注5	
427	ポーラスエポキシアスファルト混合物	注-5	注-5	注-5	粒度・アスファルト量・ マーシャル安定度・動的安定度	-	-	注5	
428	接着剤(橋面舗装用)	供給者あるいはロットが変わるごと	500g	-	-	(注-4)	-		
429	防水材(橋面舗装用)	合成ゴム系溶剤型	供給者あるいはロットが変わるごと	500g	-	-	(注-4)	-	
		瀝青系加熱型	供給者あるいはロットが変わるごと	500g	-	-	(注-4)	-	
		シート系	供給者あるいはロットが変わるごと	4m	-	-	(注-4)	-	
		貼付用アスファルト	供給者あるいはロットが変わるごと	2kg	-	-	(注-4)	-	
430	目地材(橋面舗装用)	供給者あるいはロットが変わるごと	2kg	-	-	(注-4)	-		

(摘要の注はP20の注1～注17をいう。)

(検査の技術的基準の注はP59の注-1～注-5をいう。)

別表4-1

番号	品名		検査の技術的基準					概要	
			試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合 は確認による)	試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		
							検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項目		ミルシート等で 確認・照合する項目
501	エッチングプライマー		2,500kg	500g	—	—	(注-4)	—	注4
502	ジンクリッチプライマー		2,500kg	500g	—	—	(注-4)	—	注4
503	ジンクリッチペイント		2,500kg	500g	—	—	(注-4)	—	注4
504	一般用さび止めペイント		2,500kg	500g	—	—	(注-4)	—	注4
505	鉛・クロムフリーさび止めペイント		2,500kg	500g	—	—	(注-4)	—	注4
506	合成樹脂調合ペイント		2,500kg	500g	—	—	(注-4)	—	注4
507	エポキシ樹脂塗料下塗		2,500kg	500g	—	—	(注-4)	—	注4
508	超厚膜型エポキシ樹脂塗料		2,500kg	500g	—	—	(注-4)	—	注4
509	変性エポキシ樹脂塗料		2,500kg	500g	—	—	(注-4)	—	注4
510	ふっ素樹脂塗料		2,500kg	500g	—	—	(注-4)	—	注4
511	道路標示塗料		2,500kg	1kg	—	—	(注-4)	—	
512	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料		2,500kg	500g	—	—	(注-4)	—	注4
513	構造物用さび止めペイント		2,500kg	500g	—	—	(注-4)	—	注4
514	鋼構造物用耐候性塗料		2,500kg	500g	—	—	(注-4)	—	注4
601	樹木・株物	樹木	形状寸法 ランク毎・ 主要樹種 毎	1本	—	—	外観、形状寸法	種名	
		株物	樹種・形 状寸法ラ ンク毎	1株もしく は0.5m ²	—	—	外観、形状寸法	種名	
602	芝		1,000m ²	0.5m ²	—	—	外観	種名	
603	地被植物・草花		1,000m ²	0.5m ²	—	—	外観	種名	
604	植栽保護材料		形状寸法 ランク毎	1組(m)	—	—	外観	木材保存剤品質	
605	土壌及び 土壌改良 材	土壌	監督員指 示	監督員指 示	—	—	—	(注-1)	
		土壌改 良材	監督員指 示	監督員指 示	—	—	—	(注-1)	
606	肥料・農薬		監督員指 示	監督員指 示	—	—	—	(注-1)	
701	目地板		1,000m ²	0.5m ²	—	—	(注-4)	—	
702	注入目地材		2t	1kg	—	—	(注-4)	—	

(概要の注はP20の注1～注17をいう。)

(検査の技術的基準の注はP59の注-1～注-5をいう。)

別表4-1

番号	品名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合 は確認による)	試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		
						検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で 確認・照合する項目	
703	ポリ塩化ビニル止水板	監督員指示	監督員指示	—	—	引張強さ・引張りひずみ	比重・老化性・耐薬品性・硬さ・柔軟温度	
704	硬質塩化ビニル管	監督員指示	監督員指示	—	—	引張降伏強さ・耐圧性 (VP管のみ)	耐圧性(VU管のみ)・ピカット 軟化温度・接合部耐圧性・偏平性	
705	エポキシ樹脂モルタル	監督員指示	監督員指示	—	—	曲げ強度、圧縮強度、 圧縮弾性率		注4
706	高輝度反射材	監督員指示	監督員指示	—	—	(注-4)	—	
707	地点標	監督員指示	監督員指示	—	—	—	(注-1)	
708	付着防止剤	監督員指示	監督員指示	—	—	圧裂強度比	—	
709	ライナープレート	監督員指示	監督員指示	—	—	—	板厚・断面積・断面係数・断面 二次モーメント	
710	EPS(軽量盛土工法用発砲スチロール)	監督員指示	監督員指示	—	—	密度・圧縮強さ・燃焼性	—	
711	硬質骨材(すべり止め舗装用)	監督員指示	監督員指示	—	—	粒度・色相・見掛け比重・吸水率・すり減り減量	旧モース硬度	
712	低騒音舗装用排水パイプ	監督員指示	監督員指示	—	—	内径・耐熱性・強度	—	

(摘要の注はP20の注1～注17をいう。)

(検査の技術的基準の注はP59の注-1～注-5をいう。)

別表４－２ 試料採取量別表

101. 洗砂利

呼び名	ふるい分け 注(1)
5005	10 k g
4005	8 k g
3005	6 k g
2505	5 k g
2005	4 k g
1005	2 k g

注(1)骨材の最大寸法 (mm) の0.2倍

102. コンクリート用砕石

呼び名	密度・吸水率	安定性	ふるい分け 注(1)	微粒分量	実績率	すりへり 注(2)	粒度区分
4005	5 k g	16 k g	8 k g	8 k g	20 L	5 k g	A
2505	2 k g	10 k g	5 k g	4 k g	20 L	5 k g	B
2005	2 k g	8 k g	4 k g	4 k g	20 L	5 k g	H
1505	2 k g	6 k g	3 k g	4 k g	20 L	5 k g	C
1305	2 k g	6 k g	3 k g	2 k g	20 L	5 k g	C
1005	2 k g	4 k g	2 k g	2 k g	4~6 L	5 k g	C
8040	5 k g	16 k g 注(3)	16 k g	8 k g	60 L	10 k g	E
6040	5 k g	16 k g 注(3)	12 k g	8 k g	60 L	10 k g	E
4020	5 k g	16 k g	8 k g	8 k g	60 L	10 k g	G
2515	2 k g	10 k g	5 k g	4 k g	20 L	5 k g	B
2015	2 k g	8 k g	4 k g	4 k g	20 L	5 k g	B
2513	2 k g	10 k g	5 k g	4 k g	20 L	5 k g	B
2013	2 k g	8 k g	4 k g	4 k g	20 L	5 k g	B
2510	2 k g	10 k g	5 k g	4 k g	20 L	5 k g	B
2010	2 k g	8 k g	4 k g	4 k g	20 L	5 k g	H

注(1)骨材の最大寸法 (mm) の0.2倍した値にkgをつけた値とする

注(2)ここに示す質量は、右粒度区分によって分級した試験用試料質量をさす。粒度区分については、JIS A 1121に拠ること

注(3)骨材の最大寸法が40mmを超える場合は、40mmふるいを通過するものを試験用試料とする

103. コンクリート用砕砂

密度・吸水率	安定性	ふるい分け	微粒分量	実績率
2 k g	3 k g	500 g	1 k g	2~4 L

104. コンクリート用洗砂

有機不純物	ふるい分け
500 g	500 g

105. アスファルト混合物用洗砂

有機不純物	ふるい分け
500 g	500 g

別表 4-2

106. 構造用軽量コンクリート骨材

	細骨材の密度・吸水率	粗骨材の密度・吸水率	強熱減量	酸化カルシウム	三酸化硫黄	塩化物	有機不純物
細骨材	1,600 g	—	500 g	500 g	500 g	500 g	300 g
粗骨材	—	注(1)					

	安定性	粘土塊量	微粒分量	ふるい分け	モルタル中の細骨材の実績率、単位容積質量	粗骨材の実績率	粗骨材の単位容積質量
細骨材	3 k g	600 g	1 k g	250 注(2)	24時間吸水表面乾燥状態で600m l	—	—
粗骨材	10 k g	最大寸法15 : 2 k g 最大寸法20 : 5 k g	4 k g	最大寸法15 : 1.5kg 注(3) 最大寸法20 : 2kg 注(3)	—	2 k g	12 k g

注(1) $m_{min} = (d_{max} \times D_e) / 25$

ここに、 m_{min} : 試料の最小質量 (kg)
 d_{max} : 粗骨材の最大寸法 (mm)
 D_e : 粗骨材の推定密度 (g/cm³)

注(2) 構造用軽量骨材の場合は、普通骨材質量の1/2

注(3) 骨材の最大寸法 (mm) の0.2倍の1/2

107. 砂

ふるい分け
500 g

111. 再生砂 (RC-10)

ふるい分け
500 g

304. フライアッシュ

セメントの物理試験方法 (粉末度)	コンクリート用フライアッシュ (二酸化けい素、湿分、強熱減量、密度)	コンクリート用フライアッシュ附属書2 フライアッシュのモルタルによるフロー値及び活性度指数の試験方法
60 g	73.5 g	5 k g

材料検査の技術的基準（別表－４）に関する注意事項

（注－１） 製造元が発行する品質証明書により、行うものとする。

（注－２） 鉄筋コンクリート用棒鋼の引張試験に用いる試料の長さは、別表４－３の通りとする。

別表４－３

鉄筋の種類	試料の長さ（cm）
鉄筋径 \leq 32mm	50cm以上
鉄筋径 $>$ 32mm	70cm以上

（注－３） 確認にかえて試験を行う場合は、別表４－４によるものとする。

別表４－４

	確認を試験にかえた場合に行う項目	試料採取量
ボルト試験片	引張り	２個
ボルト製品	引張り（引張荷重）	３個
	硬 さ	３個
ナット製品	引張り（引張荷重）	２個
	硬 さ	３個
座金製品	硬 さ	３個
セット	トルク係数値	３個
	締付軸力	５個

（注－４） 土木材料仕様書に定められている品質規程の全部の項目について行うものとする。

（注－５） 土木工事施工管理基準等によるものとする。

別紙－ 1

鋼けた製作に係わる社内検査実施要領

鋼けた製作に係わる社内検査実施要領

14 建総技第 374 号

平成 15 年 3 月 19 日

26 建総技第 662 号

平成 27 年 3 月 17 日

一部改訂 2 建総技第 631 号

令和 3 年 3 月 9 日

(目的)

第 1 この要領は、東京都建設局の所掌する鋼けた製作について、東京都と契約を結んだ受注業者（以下「受注者」という。）の責任において実施する検査（以下「社内検査」という。）に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ効率的な施工を行い、品質及び出来高の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第 2 この要領は、鋼けた製作工事を対象とする。

(社内検査員)

第 3 社内検査を行う者（以下「社内検査員」という。）は、下記条件を全て満たす技術者とする。

- ① 当該工事の受注者と、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する技術者であること。
- ② 当該工事には直接関係しない技術者であること。
- ③ 技術士又は 1 級土木施工管理技士の資格を有する技術者であること。
- ④ 鋼けた製作・架設工事の監督、検査の経験が通算 10 年以上あること。

2 受注者は、書面により社内検査員の氏名、経歴、資格及び経験を監督員に通知するものとし、この者を変更したときも同様とする。

(社内検査の方法)

第 4 社内検査は、工場において行うものとし、契約図書及び関係図書に基づき、品質、出来形及び写真管理はもとより、製作全般にわたり行うものとする。

(社内検査の実施)

第 5 社内検査の実施時期については、社内検査員が鋼けた製作過程において必要と認める時期及び、都検査員及び材料検査を行う監督員（以下「検査職員」という。）が行う検査（完了、既済部分、中間、清算の各検査を含む。）の事前に行うものとする。

2 社内検査は、土木材料仕様書、土木工事施工管理基準等に基づき品質、出来形及び写真管理について、実施するものとする。

(社内検査結果の提出)

第6 受注者は、社内検査の結果を品質確認書に取りまとめ、検査職員が行う検査時に提出するものとする。品質確認書の様式は、別紙様式-1とし、添付する「別紙検査表」の様式は各社の様式とする。

(検査の実施)

第7 検査職員による検査は、本要綱第6に定める品質確認書をもとに、別紙「検査職員による鋼けた製作検査方法一覧」に基づき、検査を行うものとする。

2 受注者は検査職員による各検査が完了した後、次の製作工程に移ること。

ただし、検査職員の下承を得た場合は、この限りではない。

3 原寸、材料、塗膜の工場における検査は社内検査員が行うものとし、検査職員による検査は、事務所、工事現場（塗装を仮組み時に行う場合は工場）で行うものとする。

ただし、財務局契約工事における塗装検査については、東京都財務局が定める「鋼けた製作に係る工場塗装検査実施要領」によるものとする。

(検査時の立会い)

第8 原則として、社内検査員は、検査職員が行う検査（完了、既済部分、中間、清算の各検査を含む。）に立ち会うものとする。

(施行)

第9 本要領は、令和3年4月1日より施行する。

検査職員による鋼けた製作検査方法一覧

検査の種類	根拠となる基準等	事務所契約工事		財務局契約工事	
		検査職員区分	検査方法	検査職員区分	検査方法
原寸検査	土木工事標準仕様書	監督員 〔事務所にて書類検査〕	下記①もしくは②の方法により行われた原寸社内検査の品質確認書をもとに、書類検査を行う。 ①N/C データ等による検査 提出された N/C データ等の資料 ②床書き検査 工場における床書き	監督員 〔事務所にて書類検査〕	下記①もしくは②の方法により行われた原寸社内検査の品質確認書をもとに、書類検査を行う。 ①N/C データ等による検査 提出された N/C データ等の資料 ②床書き検査 工場における床書き
材料検査	検査事務規程 材料検査実施基準	監督員 〔事務所にて書類検査〕	材料社内検査の品質確認書をもとに、書類検査を行う。	監督員 〔事務所にて書類検査〕	材料社内検査の品質確認書をもとに、書類検査を行う。
塗装検査	検査事務規程 検査の技術的基準	事務所検査員 〔仮組検査時もしくは現場搬入時〕	塗装社内検査の品質確認書をもとに、仮組検査時、もしくは現場搬入時に臨場による確認検査を行う。	財務局検査員	①ISO9000s 取得済受注者施工の工事 塗装社内検査の品質確認書をもとに、仮組検査時、もしくは現場搬入時に臨場による確認検査を行う。 ②上記①以外の受注者施工工事 臨場による工場検査を、必要回数行う。 ※詳細については、財務局制定「鋼けた製作に係る工場塗装検査実施要領」参照。
仮組検査	検査事務規程 検査の技術的基準	事務所検査員	仮組社内検査後、臨場による工場検査を必要回数行う。	財務局検査員	仮組社内検査後、臨場による工場検査を必要回数行う。

品質確認書

工事件名： _____

社内検査記事				
社内検査項目	実施日	箇所	社内検査員氏名	記事

別紙検査表により検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所
氏名
印

特記仕様書記載例

1. 事務所契約工事

第〇〇条

(社内検査の実施)

この工事における社内検査については、設計図書によるほか、東京都建設局長が定めた「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」によるものとする。

2. 財務局契約工事

第〇〇条

(社内検査の実施)

この工事における社内検査については、設計図書によるほか、東京都建設局長が定めた「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」及び東京都財務局長が定めた「鋼けた製作に係る工場塗装検査実施要領」によるものとする。

社内検査指定鋼けた製作に関する各種検査等の取扱い

社内検査は、従来より受注者が自主的に行っているものであるが、その制度化は、受注者の自己責任による工事の品質の確保を一層明確にするとともに発注者の行う各種検査の省力化、効率化を図るものである。

検査の実施にあたり、検査職員は、原則として社内検査員の立会いを求め、以下の点に留意し取り扱うものとする。

1. 原寸検査

各部材のとりあい関係や施工上の支障の有無等が N/C データ等の資料により確認できる場合は、床書き等による確認を省略することができる。

2. 材料検査

材料検査の実施にあたっては、事前に仕様材料の製造工場名、搬入時期、使用期間等を記入した一覧表を検査の執行区分別に受注者から提出させることとする。

検査は、社内検査の資料及び状況写真等を添付した品質確認書による検査を基本とする。

3. 塗装検査

塗装検査は、事前に品質確認書を提出させ、社内検査員の立会いのうえ原則として工事現場で行うものとする。

ただし、財務局契約の工事における塗装検査については、東京都財務局が定める「鋼けた製作に係る工場塗装検査実施要領」に準じる。

4. 仮組検査

仮組み検査は、事前に品質確認書を提出させ社内検査員の立会いのうえ臨場により行う。なお、仮組みに係わる材料は材料検査に合格したものを使用するものとする。

5. 鋼けた工事に係わる社内検査実施要領の第4「社内検査の方法」の記述内容のうち関係図書とは、以下のとおりである。

土木材料仕様書、建設局材料検査実施基準、道路橋示方書・同解説（共通編・鋼橋編）
鋼道路橋施工便覧、道路橋防食便覧 等

別紙－ 2

材料検査の検査要領（土木工事）

1. 石材の検査要領

1. 外観・形状・寸法などは、全数又は抜き取りによって、それぞれの材料の規定について検査するものとする。
2. 骨材類の試料採取は、JISA 1158-2014「試験に用いる骨材の縮分方法」の四分法又は試料分取器によって行い、全体の品質を代表するものが得られるように注意して行うものとする。
3. 見掛密度の試験方法は、原則としてJIS A 5003「石材」によるが、これにより難しい場合は、この試験を絶乾密度に代えて行ってもよい。

【解説】 円すい四分法は、下図(a)のように、まず試料を均等に広げ、これを図(b)のように4等分し、この4個の中から、対角線の位置にある部分(AとD、又はBとC)を取って、よく混ぜ、最初の1/2の量になった試料を再び図(d)のように4等分して、対角線上の部分を選択する。以上の手順を、必要量の試料となるまで繰り返す試料採取法を円すい四分法という。

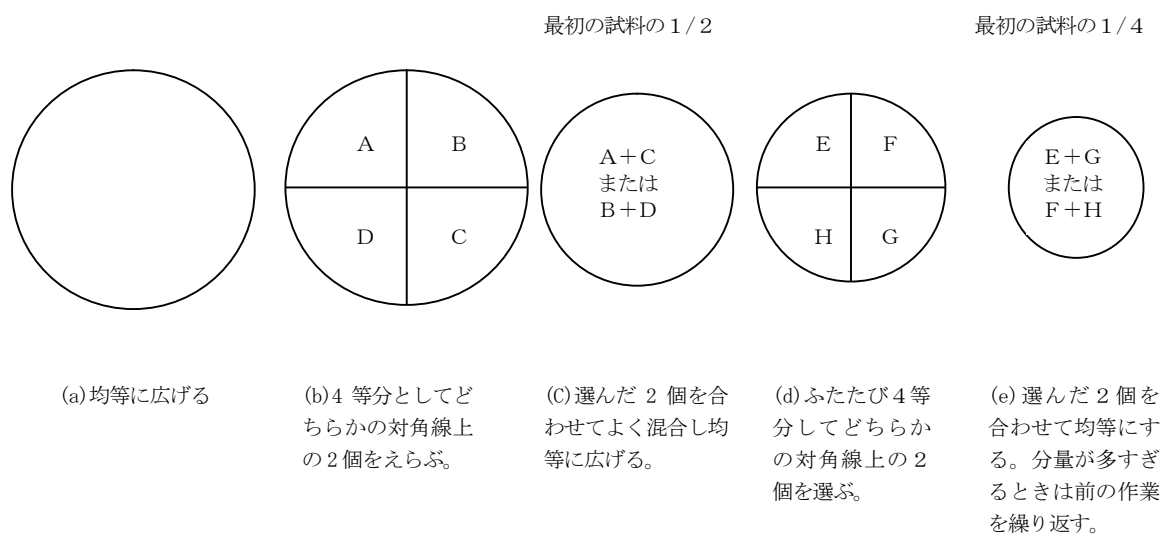


図. 四分法

2. 金属材料の検査要領

1. 外観・寸法・重量などは、全数又は抜き取りによって、それぞれの材料の規定について検査するものとする。

2. 機械的性質は、「建設局材料検査実施基準」の検査方法欄で確認となっているものについては、規格証明書を提出することによって試験を省略することができる。ただし、規格証明書と現品とが同一のものであることが確認できない場合又は規格証明書を提出できない場合は、試験を行うものとする。

試験の方法は、それぞれの日本産業規格の規定によるものとする。なお、日本産業規格に規定されていないものは、検査職員の指示によるものとする。

鋼管くい・鋼管矢板などの工場溶接部について、検査職員が必要と認めたときは、非破壊試験（放射線検査・超音波探傷試験）を行うものとする。この場合は、溶接部全延長の0.05%撮影するのを標準とし、JIS Z 3104「鋼溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法」により試験を行い、試験の結果は、その3級以上に合格するものとする。なお、撮影箇所は、検査職員が指示するものとする。

また、鋳鋼品については、JIS G 0581「鋳鋼品の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法」の規定に準じて行うものとする。

3. 窯業品材料の検査要領

1. コンクリート製品

1. 1. 外観・形状・寸法などは、全数又は抜き取りによって、それぞれの材料の規定について検査するものとする。
1. 2. 製品の種類・数量で検査職員が必要とみとめたときは、工場で型わく及び配筋検査（破壊又は非破壊試験器による検査）を行うものとする。
1. 3. 理化学試験については、別表1及び別表4の規定により、それぞれ日本産業規格に明記された試験方法にしたがい試験を行うものとする。
1. 4. コンクリートの耐久性向上対策としては、付録3.「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木）によることとするが、「規定されていない工種」については、「塩化物総量規制」は、JIS A 5308:2019並びにJIS A 1144-2010に、また「アルカリシリカ反応抑制対策」については、JIS A 5308:2019（附属書B）によるものとする。

【解説】

AEコンクリート製品は、プレーンコンクリート製品に比べ、表面に気泡跡が多く出る。しかし、耐久性が優れているので、外観の気泡跡はジャンカでなければ差し支えない。

4. 瀝青材料の検査要領

1. アスファルト混合物類の組成

アスファルト混合物、アスファルト処理混合物の組成検査は、粒度・アスファルト量について行う。品質は現場配合の粒度・アスファルト量を基準として表 4-1 のとおりとする。また、再生加熱アスファルト混合物、再生加熱アスファルト処理混合物の品質も表 4-1 のとおりとする。

検査は、3,000m²以下を1ロットとして、無作為に抽出した3個の測定値の平均値 \bar{X}_3 により合格・不合格を判定する。

検査に用いる試料は、コアで採取する。コアの採取は、舗装調査・試験法便覧（(公社)日本道路協会）の「舗装の切取りコア採取方法」による。採取箇所は、監督員の指示とする。

\bar{X}_3 が不合格の場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 \bar{X}_6 により、合格・不合格を判定してもよい。 \bar{X}_6 が合格判定値の範囲をはずれた場合は不合格とする。

表 4-1 品質の合格判定値

混合物の種類	項目		合格の品質判定値	
			\bar{X}_3	\bar{X}_6
アスファルト混合物	粒度 (%)	2.36mm	-7.0~11.0	-7.5~11.5
		75 μ m	-3.0~4.0	-3.5~4.5
	アスファルト量%		±0.50以内	±0.50以内
アスファルト処理混合物	粒度 (%)	2.36mm	-8.5~12.5	-9.5~13.5
		75 μ m	-3.5~4.5	-4.0~5.0
	アスファルト量%		-0.7以上	-0.8以上

2. 密度試験方法

開粒度アスファルト混合物1号、2号およびポーラスアスファルト混合物の密度は、下記の(1)真空パック法、(2)空隙充填法の試験方法によって行う。

なお、配合設計時等のマーシャル供試体については、(3)ノギス法により密度を算出することができる。ただし、この場合は計算値に1.02の係数値を乗ずるものとする。

(1)真空パック法

1) 概要

この方法は、従来のパラフィン被覆の代わりに高分子パックを使用して、真空包装機で高分子パック内の空気を抜き、水中重量を測定時に供試体内の空隙に水が入らないように高分子バッグで供試体をぴったりと覆い、パックの入口をヒートシールで密着させて水置換法で体積を求める方法である。

2) 試験手順

舗装調査・試験法便覧（(公社)日本道路協会）の「アスファルト混合物の密度試験方法」による。

(2)空隙充填法

1) 概要

この方法は、粘土等で供試体表面の空隙を充填し、供試体体積を水置換法で求めるものであり、水

中重量測定時に供試体内に水が侵入しないよう十分に密封することにより、正確な体積が得られるという考えに基づいているものである。

2) 試験手順

- ① 室温で乾燥した供試体の空中重量を測定する。(A)g
- ② 油粘土を用意し供試体表面の空隙に、指及びへら等ですり込むように粘土を圧入する。(水中重量測定時に空隙に水が入らないように充填する。)
- ③ 表面に付着している余分な粘土を丁寧にへら等で削ぎ落とす。
- ④ 粘土充填後の空中重量を測定する。(B_f)g
- ⑤ 粘土充填後の水中重量を測定する。(C_f)g

3) 密度の計算

空隙充填法の密度(ρ_f)g/cm³は次の式によって求められる。

$$\rho_f = \frac{A}{B_f - C_f} \times \rho_w$$

ここにρ_w : 常温の水の密度 (≒1g/cm³)

(3) ノギス法

1) 概要

石材の比重測定等で利用されている簡便な方法である

2) 試験手順

舗装調査・試験法便覧((公社)日本道路協会)の「開粒度アスファルト混合物の密度試験方法」に準ずる。

なお、計算に使用する供試体の直径はモールドの規定値 10.16 cmを使用してもよい。

3. 動的安定度

3. 1. 動的安定度を求めるホイールトラッキング試験は開粒度アスファルト混合物、ポーラスアスファルト混合物については、原則として行わないものとする。
3. 2. 動的安定度を求めるホイールトラッキング試験用の供試体は、直径20cm×厚さ5cmの切りコアを原則とするが、30×30×5cm(長さ・幅・厚さ)の現場切り試料で行ってもよい。ただし、この場合の動的安定度の品質規格値は、表4-2のとおりとする。

表 4-2

供試体の形状	供試体の寸法	動的安定度(回/mm)
円形	直径20×5cm	3,000以上
正方形	30×30×5cm	2,250以上

【解説】

1. 粒度、アスファルトの品質についての検査方法は、計量抜取検査を採用している。計量抜取検査とは、サンプルを試験して、特定の検査項目について計量値として得た測定結果から計算し、基準値と比較して、ロットの合格・不合格を判定する抜取検査である。舗装設計施工指針((公社)日本道路協会)では、10,000m²以下を1ロットとして、抜き取り個数 n = 3 + 3個の6個による2回抜き取り検査でもよいことになっている。これは、

検査手間、費用を軽減するためであり、10個の試料を検査する時間的余裕がないときは $n=3$ 個の検査を行い、不合格の場合は、さらに3個を追加して $n=6$ 個で検査をおこなうことができるとされている。本仕様書では、工事規模の実情に合わせてともに検査の簡素化を図るために、 $3,000\text{m}^2$ 以下を1ロットとして、3個の測定値の平均値の X_3 で合格・不合格を判定することを原則として、3個あるいは6個での合格判定値を定めた。

2. コアの抽出試験においては、コアカッタの切断面を除去せずに試験を行うものとする。これは、コアカッタの切断面を除去すると抽出対象試料が少なくなり適切な抽出試験が行えないためである。
3. 密度の試験方法は平 8. 都土木技研年報「アスファルト混合物の密度試験方法の検討」の研究結果に基づいたものである。また、ノギス法により密度を算出する係数値は東京都合材協会との共同試験により得られたデータから整理したものである。
4. 開粒度アスファルト混合物、ポーラスアスファルト混合物については、現場切取り試料採取によって舗装の機能性が損なわれる恐れがあることと、これに起因する破損を考慮して、動的安定度を求めるホイールトラッキング試験は原則的に行わないものとした。
5. 動的安定度を求めるホイールトラッキング試験の供試体は、原則的には直径 20 cm × 厚さ 5cm の切取りコアで行う。これは、正方形で採取した場合の労力と供用後のひび割れを考慮したものである。係数値は平成 4. 都土木技研年報「アスコン円形供試体の動的安定度」の研究結果に基づいたものである。なお、円形供試体が採取できない場合は、 $30 \times 30 \times 5\text{cm}$ の切取り供試体で行ってもよいこととした。

5. 塗料の検査要領

1. 容器の状態及びそれぞれの材料に規定された表示事項などを確認するものとする。
2. 塗料の品質については、規格証明書を提出することによって、試験を省略することができる。
「材料検査実施基準」の検査方法欄に確認となっても、規格証明書と現品とが同一のものであることが確認できない場合又は規格証明書を提出できない場合及び無規格品については試験を行うものとする。この場合の試験方法は、JIS K 5600「塗料一般試験方法」及びそれぞれの材料の日本産業規格に規定された試験方法によるものとする。
3. 試料採取にあたっては、顔料などが沈澱している場合があるので、よく攪拌して均一な状態になったものを採取するものとする。塗料によっては、開封した時、被膜が生じているものがあるが、この場合は、被膜を取り除いたのち、攪拌するものとする。なお、被膜以外の堅い塊があつて、均等にならないものは不適合品である。

6. 造園材料の検査要領

1. 植物材料（樹木・株物、芝、地被植物・草花）の外観・形状・寸法などは、全数または抜き取りによって、それぞれの材料の規定について検査するものとする。植物材料で、とくに必要なものについては、生産地で検査する。なお、生産地での検査に合格したものでも、生産地検査後に根巻きなどの必要な養生を怠り必要な外観等を保たれていないと認められるものは、合格を取り消すものとする。
2. 樹木・株物などは、当該工事の景観構成上必要な形態を考え、その植物の特性および樹冠を形づくる主枝・枝葉およびその配置などを十分検討して採用するものとする。
3. 植物保護材料にあつては、その規定に留意し、木材保存剤を用いている場合は、使用薬剤の種類、品質等を確認する。農薬類にあつては登録及び効能の有効期限及び用途等を確認する。
4. 使用実績のある針葉樹の造作用製材の品質基準(JAS)を表6に示す。

表6 針葉樹の造作用製材（造作類）の品質基準（JAS1083-2）

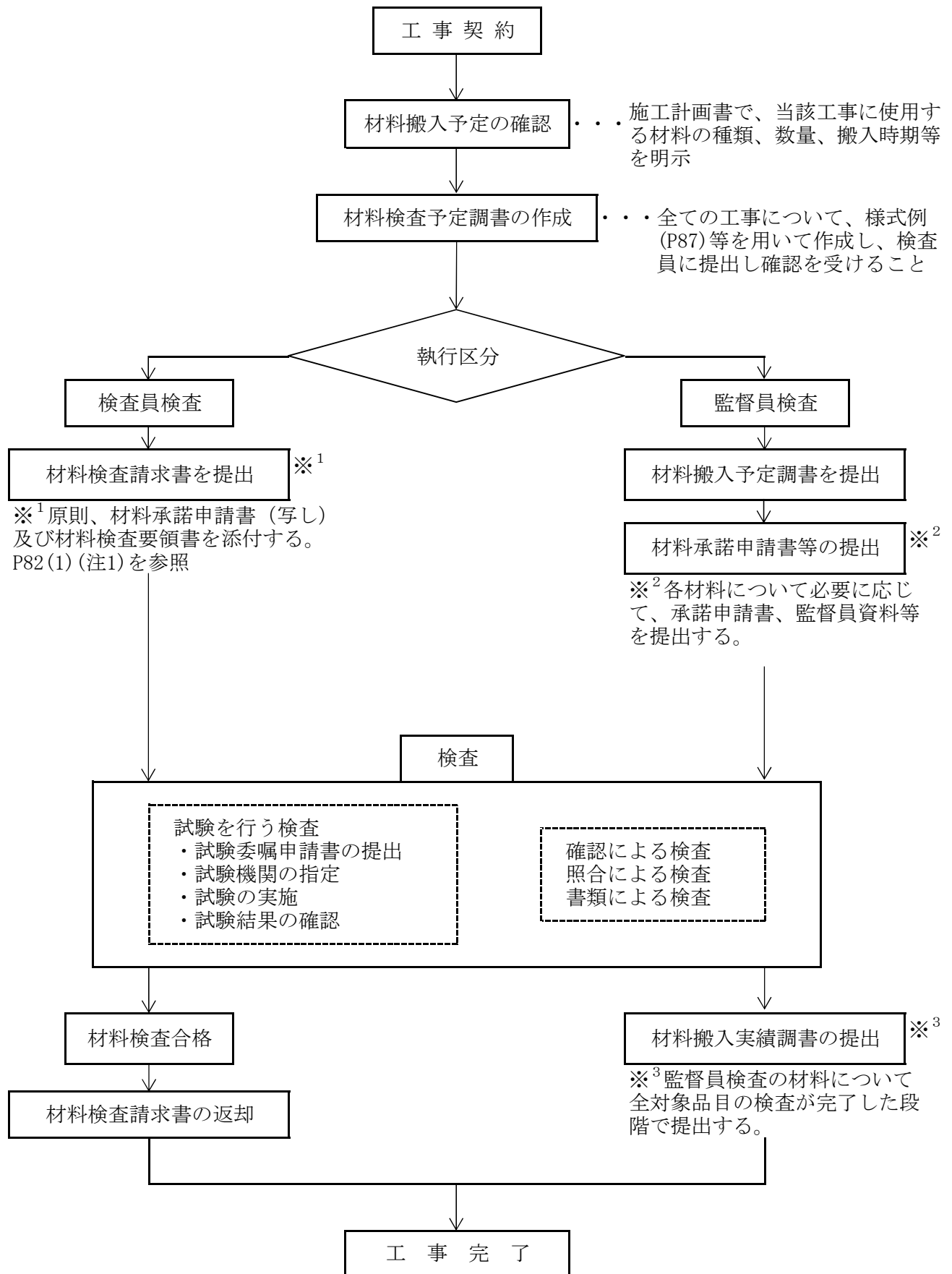
区 分		基 準				
		無 節	上 小 節	小 節	並	
節		ないこと	長径が10mm(生き節以外の節にあっては、5mm)以下であって、材長が2m未満のものにあっては3個以内、材長が2m以上のものにあっては4個(木口の長辺が210mm以上のものにあっては、6個)以内であること。	長径が20mm(生き節以外の節にあっては、10mm)以下であって、材長が2m未満のものにあっては5個以内、材長が2m以上のものにあっては6個(木口の長辺が210mm以上のものにあっては、8個)以内であること。	長径が木口の長辺の70%以下であること。	
丸身		ないこと。	同左	同左	同左	
腐朽、虫穴及び髓心		ないこと。	同左	同左		
割 れ	貫通割 れ	木 口	小口の長辺の寸法以下であること。	同左	同左	軽微であること。
		材 面	ないこと。	同左	同左	同左
	材面の短小割れ	割れの長さの合計が材長の5%以下であること。	割れの長さの合計が材長の10%以下であること。	同左	同左	
曲 が り	小口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの。又は木口の長辺が75mmを超え、かつ木口の短辺が30mm以下のもの	0.5%以下であること。	1.0%以下であること。	同左	同左	
	上記以外の寸法のもの	0.2%以下であること。	0.4%以下であること。	同左	同左	
そり（幅ぞりを含む）又はねじれ		極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左	
かけ、きず、穴、入り皮及びやにつぼ		ないこと。	極めて軽微であること。	軽微であること。	同左	
変色、あて、かびその他の欠点		極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左	

(注-1) この基準の判定は、板類にあっては良面（欠点の程度の小さい材面をいう。）について、角類にあっては1材面ごとに4材面を行う。

第2章 手続き

1. 材料検査の手続き

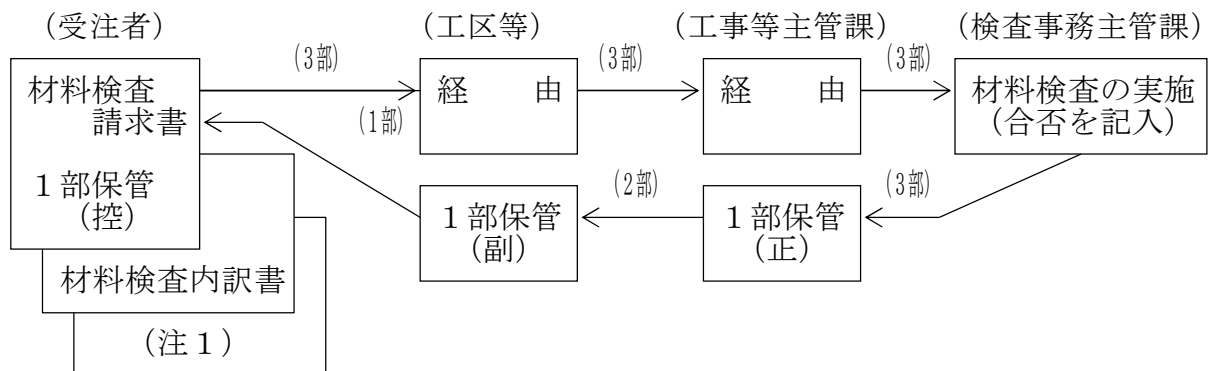
材料検査の手続きは、原則として下図に示すフローによるものとする。



2. 書類の取扱い

材料検査等の書類の流れについては、原則として次のように行う。

(1) 検査員が行う材料検査

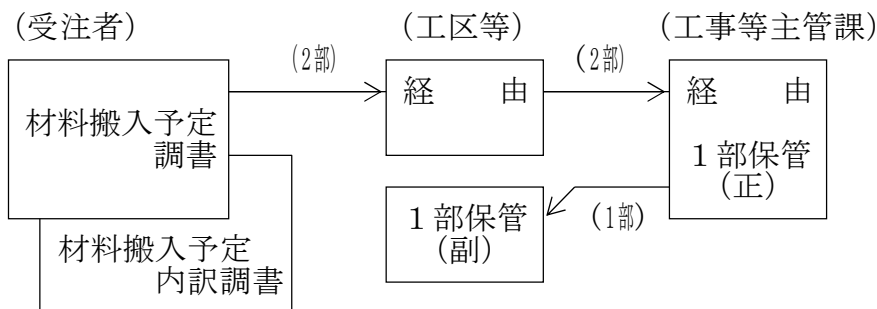


(注1) 材料承諾申請書(写し)及び材料検査要領書、材料検査に必要な品質管理上の成績表、規格証明書、材料の試験成績表等を添付する。

(注2) 材料検査請求書は3部(正・副・控)提出し、工事等主管課で(正)を保管、工区等で(副)を保管し、(控)は検査終了後に受注者に返却する。

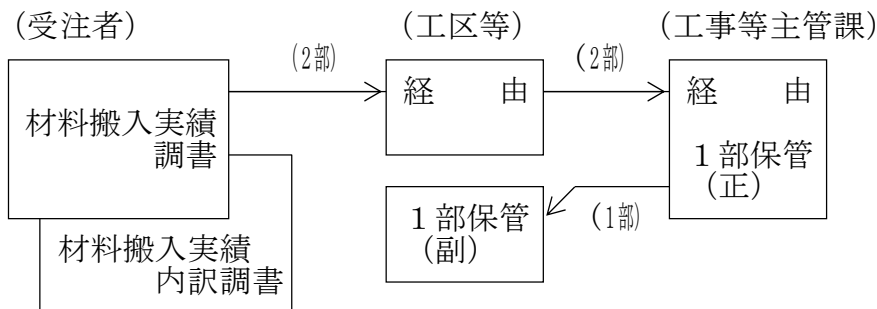
(2) 監督員が行う材料検査

① 「材料搬入予定調書」の提出



(注) 材料搬入予定調書は2部(正・副)提出し、工事等主管課で(正)を保管、工区等で(副)を保管する。

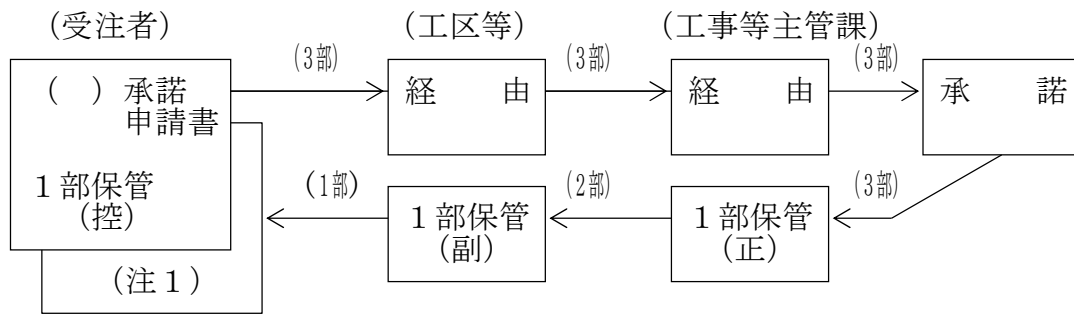
② 「材料搬入実績調書」の提出



(注) 材料搬入実績調書は2部(正・副)提出し、工事等主管課で(正)を保管、工区等で(副)を保管する。

(3) 承諾申請書の提出

① 承諾申請書の提出



- (注1) 承諾に必要な構造図、構造計算書、試験成績表等の書類を添付する。
- (注2) 承諾申請書は3部(正・副・控)提出し、工事等主管課で(正)を保管、工区等で(副)を保管し、(控)は承諾後に受注者に返却する。

提出様式

様式例 : 「材料検査予定調書」 87

参 考 资 料

参考－ 1

鋼けた製作に係る工場塗装検査実施要領

東京都財務局

鋼けた製作に係る工場塗装検査実施要領

(目的)

第 1 この要領は、東京都財務局経理部検収課（以下「都検収課」という。）の所掌に係る鋼けた製作工場の工場塗装検査に関し必要な事項を定め、検査の効率的な執行と適正な品質の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第 2 この要領は、鋼けた製作工場で、次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 請負者に対し、特記仕様書で「社内検査」を義務付けた工事
- (2) ISO9000s を認証取得した請負者が行う工事

(検査の実施)

第 3 工場塗装に係る実地検査は、請負者の社員が行い、都検収課による検査は省略する。

- 2 前項の検査を行った者（以下「社内検査員」という。）は、検査時の記録を作成するものとする。
- 3 都検収課の検査員（以下「都検査員」という。）は、工場における仮組立時又は現地における架設時に検査を行う際、第 1 項の検査の結果について書面により確認するとともに、出来ばえ等の確認を行う。

(社内検査員)

第 4 社内検査員は、検査対象工事に直接関係しない請負者の社員で、設計図書に定める一定の資格を有する技術者とする。

- 2 社内検査員は、第 3 第 1 項に定める検査を契約図書及び関係図書に基づき適正に行わなければならない。

(書面の提出)

第 5 請負者は、都検収課による検査の際、次の各号に掲げる書面を都検査員へ提出するものとする。

- (1) 品質確認書（別記様式）
- (2) 工場塗装検査報告書（請負者の社内様式）
- 2 前項第 2 号の報告書に記載する事項等は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 塗装仕様及び塗装面積
 - (2) 塗装施工記録
 - (3) 塗膜厚検査要領
 - (4) 塗膜厚測定位置
 - (5) 塗膜厚測定結果（塗膜計等校正記録写添付）
 - ① 一般外面（下塗第 1 層、下塗第 2 層、下塗第 3 層）
 - ② 内面（第 1 層、第 2 層）
 - (6) 外観検査結果（手直し指示書、是正報告書、手直し写真等含む。）
 - (7) 工場塗装記録写真

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

品質確認書

工事名: _____

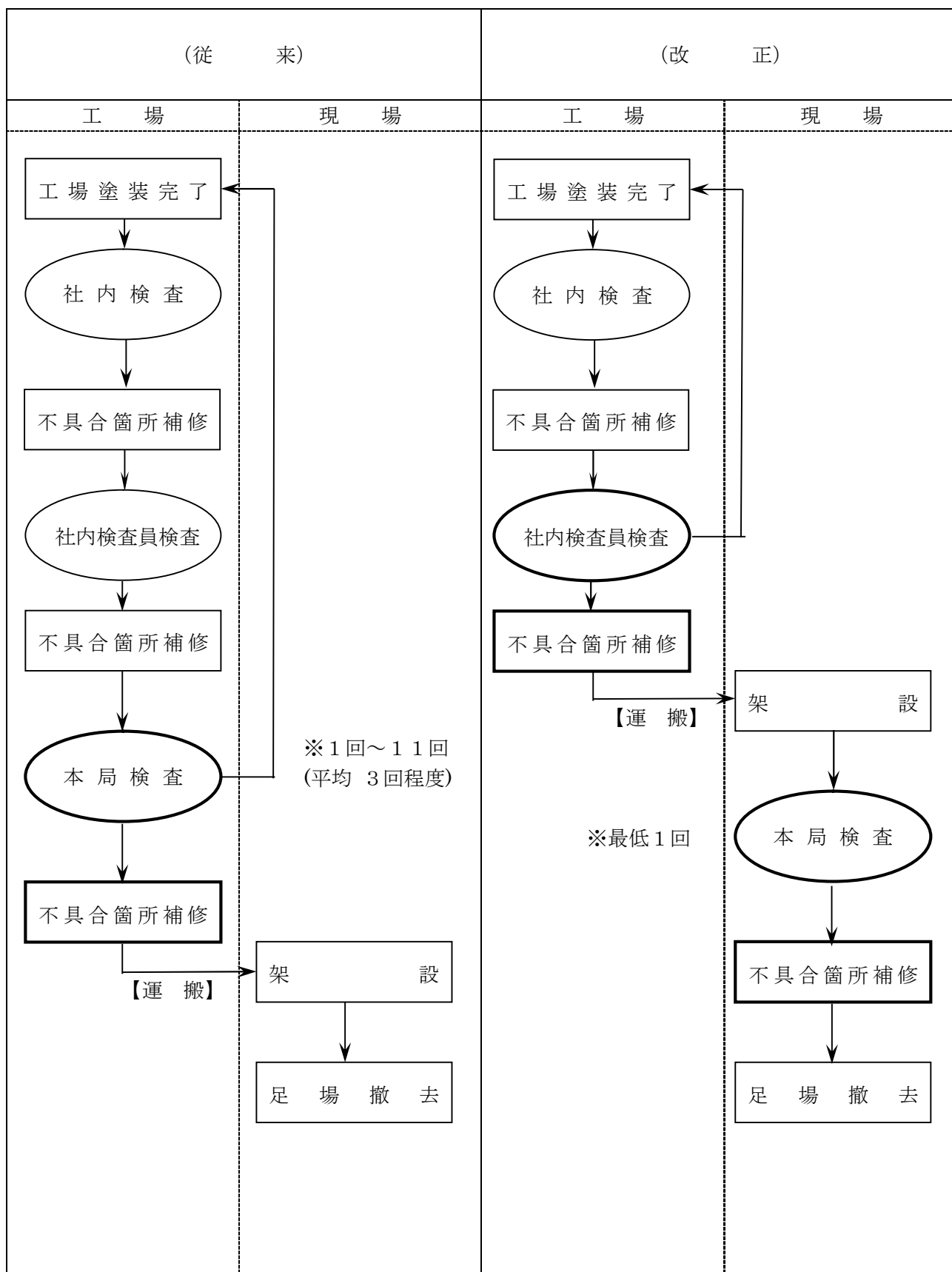
社内検査記事				
社内検査項目	実施日	箇所	社内検査員氏名	記事

別紙検査表により検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所
氏名

印

工場塗装検査フローチャート（契約が架設まで含む場合）



参考－2

材料承諾申請書等提出要領

材料承諾申請書等提出要領

制定 平成 11 年 3 月 31 日 10 建総技第 487 号
一部改訂 平成 27 年 3 月 17 日 26 建総技第 664 号

1. 材料承諾申請書の提出

- (1) 「建設局材料検査実施基準」の別表－1において、「提出書類の区分」欄のうち「承諾」の欄に○を付した材料は、承諾申請書を提出する。
- (2) 「建設局材料検査実施基準」の別表－2～3において、「検査の方法」欄のうち「照合」以外の欄に○を付した材料は、承諾申請書を提出する。
- (3) 「建設局材料検査実施基準」第3条第2項の規程に基づき、同基準の別表－1～3に定めのない材料については、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議して検査員又は監督員のいずれかが検査を行うかを定めることとしているが、その協議の結果検査を行うこととなった検査員又は監督員が必要と認める場合は、承諾申請書を提出する。
- (4) 「土木工事施工管理基準」の品質管理基準に承諾申請書を提出することが定められている材料については、承諾申請書を提出する。
- (5) 承諾申請書の様式は、「受注者等提出書類処理基準」別記様式甲第110号（○○承諾申請書）による。

2. 監督員資料の提出

- (1) 「建設局材料検査実施基準」の別表－1において、「提出書類の区分」のうち「監督」の欄に○を付した材料は、監督員資料を提出する。
- (2) 「建設局材料検査実施基準」第3条第2項の規程に基づき、同基準の別表－1～3に定めのない材料については、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議して検査員又は監督員のいずれかが検査を行うかを定めることとしているが、その協議の結果検査を行うこととなった検査員又は監督員が必要と認める場合は、監督員資料を提出する。
なお、監督員資料は土木工事のみ提出する。
- (3) 監督員資料の様式は「受注者等提出書類処理基準」別記様式甲第138号（監督員資料提出届）による。

3. その他の資料の提出

- (1) 土木工事においては、「建設局材料検査実施基準」の別表－1に記載された材料で、承諾申請書又は監督員資料の提出対象になっていないものについても、同基準第7条第1項の規程に基づき、材料検査に必要な資料を提出する。
なお、この場合においても、使用材料が大量な場合や施工管理状況等により監督員が必要と認める場合は、適宜、承諾申請書、監督員資料の提出を求めるものとし、以下の例のような場合に適用する。
 - ① 通常使用される材料の量に比べて、大幅に多量の材料が使用される場合
 - ② 受注者の施工管理体制等により、事前に使用材料の確認が必要な場合
 - ③ 材料（石材）等の産地の指定があり、事前に材料の産地の確認が必要な場合
- (2) 「土木工事施工管理基準」の品質管理基準において、各種資料の提出が定められている材料については、同基準に定める様式に基づき必要な資料を提出する。

4. 承諾申請書等の提出の参考とする資料

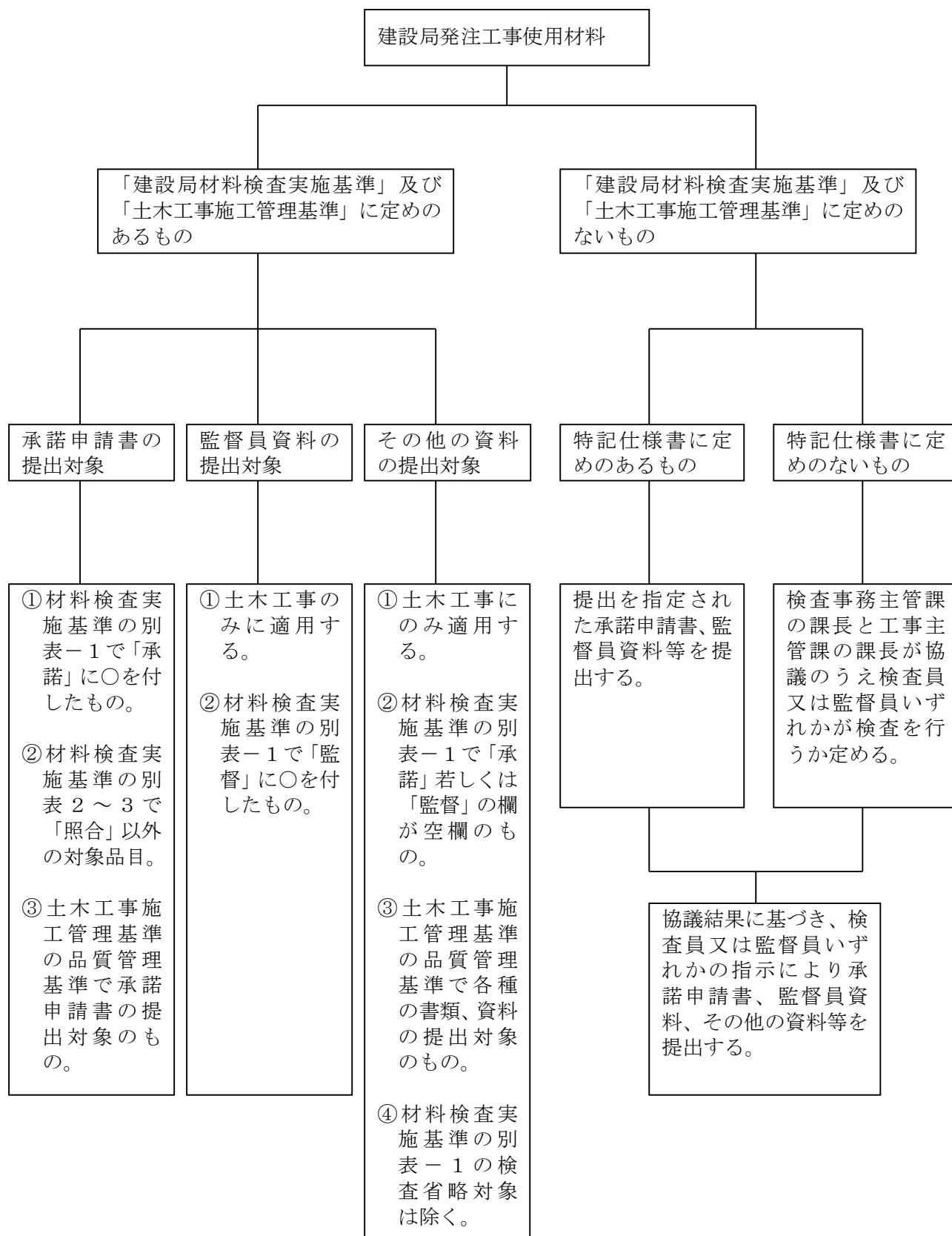
「建設局材料検査実施基準」及び「土木工事施工管理基準」に定めのない材料について、承諾申請書又は監督員資料の提出の有無についての判断材料とするため、下記項目について事前に施工計画書に明示するなど、検査員又は監督員に報告することを求める。

- (1) メーカー名又は使用工場名（J I S 認定工場の写しの添付）
- (2) J I S 規格の二次製品（J I S 許可書の写しの添付）
- (3) その他必要な資料

5. 承諾申請書等の添付書類

承諾に必要な構造図、構造計算書、試験成績表等の書類を添付する。

材料承諾申請書等提出分類図



参考－ 3

材料検査に関する規程

材料検査に関する規程

〔Ⅰ〕 地方自治法

第 234 条の 2（契約の履行の確保）

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

〔Ⅱ〕 地方自治法施行令

第 167 条の 15（監督又は検査の方法）

2 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

〔Ⅲ〕 東京都契約事務規則

第 45 条（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）

契約担当者等から検査を命ぜられた職員（以下「検査員」という。）の職務は、特別の必要がある場合を除き、契約担当者等から監督を命ぜられた職員（以下「監督員」という。）の職務と兼ねることができない。

第 47 条の 2（監督員の職務の特例）

局長は、第 50 条第 3 項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、請負契約について契約の相手方がその給付を行なうために使用する材料の検査を監督員に行なわせることができる。

第 50 条（検査員の一般的職務）

3 （前略）契約の相手方がその給付を行うために使用する材料につき、仕様書、設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、その内容及び数量について検査を行わなければならない。

4 （前略）必要があるときは、破壊若しくは分解または試験して検査を行うものとする。

〔Ⅳ〕 東京都契約事務の委任等に関する規則

第 16 条（監督及び検査）

局長及び所長は、その所属職員に命じて、（中略）締結した工事若しくは製造その他についての請負の契約（以下「請負契約」という。）又は物件の買入れその他の契約について、その適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう当該請負の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、必要な監督（当該請負に使用する材料の検査を除く。以下同じ。）及び検査（当該請負に使用する材料の検査を含む。以下文章において同じ。）を行わせなければならない。

2 前項の監督又は検査を命ぜられた職員は、その監督又は検査を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 15 第 1 項又は第 2 項及び東京都契約事務規則（昭和 39 年 4 月東京都規則第 125 号）その他の関係規程に基づき、厳正に執行しなければならない。

第 31 条の 2（補助執行事務の材料検査）

財務局長が締結の手続きをとった請負契約又は物件の買入れその他の契約について、契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）は、当該契約の締結を請求した局長又は所長が行うものとする。

- 2 第 29 条及び第 30 条の規定は、前項の規定により材料検査を行う場合について準用する。

〔V〕東京都検査事務規程

第 3 条（検査の種類）

- 5 材料検査 契約の相手方がその給付を行なうために使用する材料の確認をするための検査

第 23 条（材料検査）

検査員は、工事又は製造に使用する材料について、仕様書、設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により、これらに適合した材料であるかどうかを検査しなければならない。

- 2 検査員は、材料検査を完了した場合において、仕様書、設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に適合しない材料があるときは、契約の相手方に必要な指示を行うものとする。

第 24 条（材料検査の実施基準）

検査員は、前条第 1 項の材料検査を、別に局長（契約事務委任規則第 2 条第 2 号に規定する局長をいう。）が定める材料検査の実施基準に基づき、試験、確認その他の方法により行なうものとする。

〔VI〕工事請負契約書（契約約款）

第 12 条（工事材料の品質及び検査等）

工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において発注者又は監督員の検査を受けて使用するものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者又は監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、受注者は、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

〔Ⅶ〕標準仕様書

1 「東京都土木工事標準仕様書」

2.1.3 工事材料の検査

(1) 一般事項

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備及び保管し、監督員から請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、設計図書において、事前に監督員の検査（確認を含む。）を受けるものと指示された材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、検査（確認を含む。）を受けなければならない。

(2) 検査の基準

受注者は、工事に使用する材料等の検査について、設計図書の定めによるほか、発注者が別途定める「土木材料検査実施基準」によらなければならない。

(3) 材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により、工事材料の使用が不相当であると監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査(又は確認)を受けなければならない。

2 「東京都建築工事標準仕様書」

1.4.4 材料の検査等

(1) 工事に使用する材料は、「東京都検査事務規程」に定める材料検査の実施基準に基づく検査に合格したものとする。

(2) 工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(3) (2)による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合はこの限りでない。

(4) 設計図書に定める JIS 又は JAS のマーク表示のある材料及び規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

(5) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定める試験方法による。ただし、設計図書に定めがない場合は、監督員の承諾を受けた試験方法による。また、試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。

(6) 設計図書で指定を受けたコンクリートの圧縮強度試験、鉄筋の引張試験、鉄骨溶接部の検査及び鉄筋継手部の検査は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」に基づく試験機関及び検査機関（以下「試験機関等」という。）において実施する。コンクリートの圧縮強度試験及び鉄筋の引張試験については、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター、（一財）建材試験センター等の登録分類Ⅰ－A、Ⅰ－Bにおいて実施する。

なお、選定した試験機関等は、監督員の確認を受ける。

(7) (6)以外の試験及び検査（以下「試験等」という。）は、次による。

ア 試験等は、工事現場や試験機関等、適切な場所で行い、その場所の決定に当たっては、監督員の承諾を受ける。

なお、試験機関等は、材料の品質及び性能の確認のために必要な組織体制、試験等の設備、試験等の技術、試験等の実績等を有するものから選定する。

イ 試験等は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(8) 試験等に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

(9) 試験等の結果は、「1.2.5 試験、施工等の記録(1)」により、監督員の承諾を受ける。

3 「東京都電気設備工事標準仕様書」

1.4.4 機材の検査等

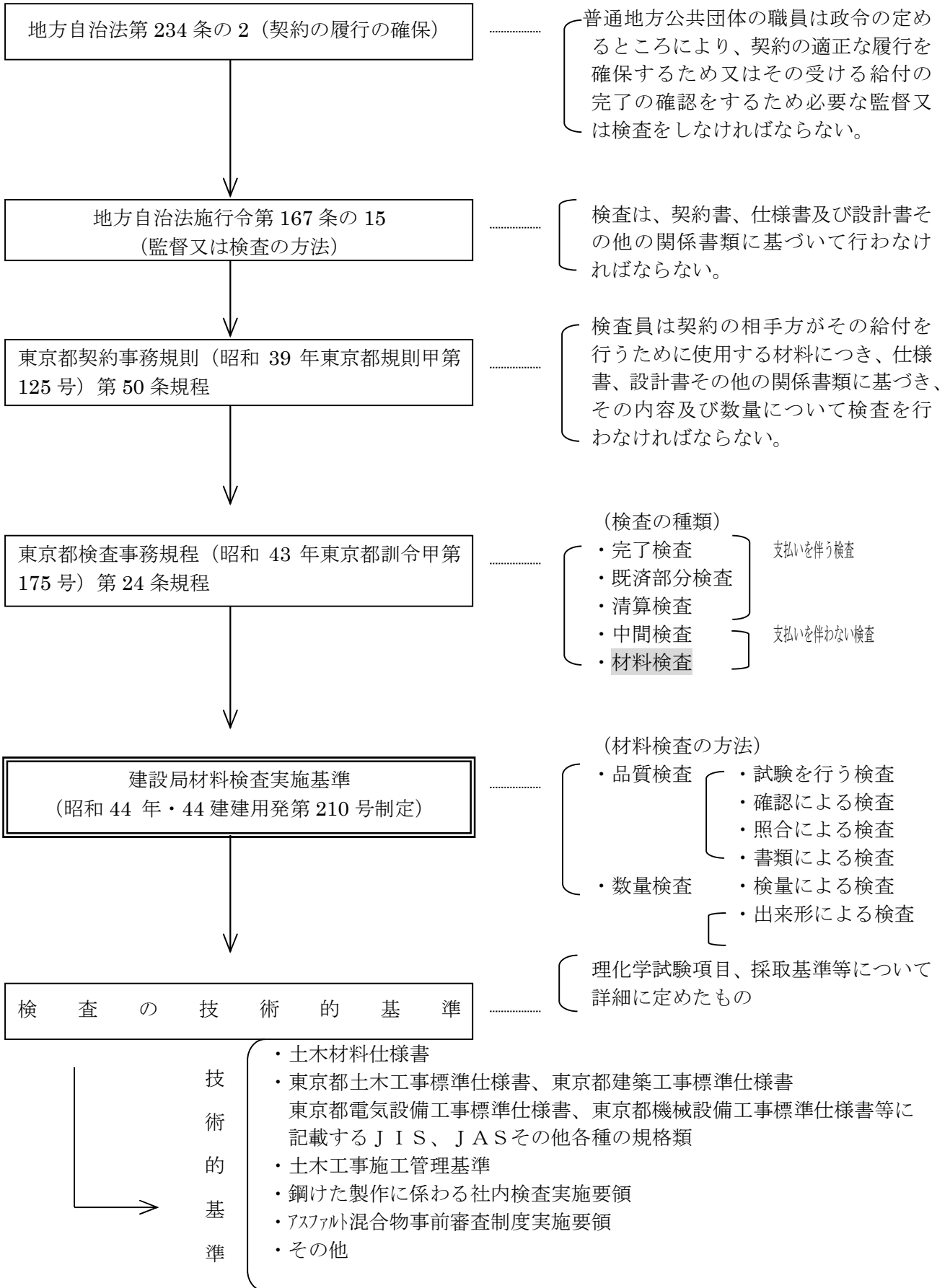
- (1) 工事に使用する機材は、「東京都検査事務規程」に定める材料検査の実施基準に基づく検査に合格したものとする。
- (2) 設計図書に定める JIS 若しくは JIS マーク表示のある機材及び規格、基準等の規格証明書が添付された機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。
- (3) 機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定める試験方法による。
ただし、設計図書に定めがない場合は、監督員の承諾を受けた方法による。試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。
- (4) 試験は、次による。
 - ア 試験は、試験機関又は工事現場等適切な場所で行い、その場所及び試験機関の決定に当たっては、監督員の承諾を受ける。なお、試験機関は、機材の品質及び性能の確認のために必要な組織体制、試験設備、試験技術、試験の実績等を有するものから選定する。
 - イ 試験は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 検査又は試験に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- (6) 試験の結果は、「1.2.5 試験、施工等の記録」(1)により、監督員の承諾を受ける。

4 「東京都機械設備工事標準仕様書」

1.1.4.5 機材の検査等

- (1) 工事に使用する機材は、「東京都検査事務規程」に定める材料検査の実施基準に基づく検査に合格したものとする。
- (2) 設計図書に定める JIS 若しくは JAS のマーク表示のある機材又は規格、基準等の規格証明書が添付された機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。
- (3) 機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定める試験方法による。
ただし、設計図書に定めがない場合は、監督員の承諾を受けた方法による。試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。
- (4) 試験は、次による。
 - ア 試験は、試験機関又は工事現場等適切な場所で行い、その場所の決定に当たっては、監督員の承諾を受ける。
なお、試験機関は、機材の品質及び性能の確認のために必要な組織体制、試験設備、試験技術、試験の実績等を有するものから選定する。
 - イ 試験は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 検査又は試験に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- (6) 試験の結果は、「1.1.2.5 試験、施工等の記録」(1)により、監督員の承諾を受ける。

材料検査実施基準の位置づけ



参考－４

アスファルト事前審査制度について

アスファルト混合物事前審査制度実施要領

制 定 平成7年8月25日 7建総技第125号
一部改訂 平成27年3月17日 26建総技第663号
一部改訂 令和3年3月9日 2建総技第632号

1 アスファルト混合物事前審査制度の目的と適用

本制度は、工事の発注単位ごとに行われているアスファルト混合物（再生アスファルト混合物を含む。以下「混合物という」）の品質を審査機関が事前に審査し、これを認定することによって工事ごとの基準試験及び書類の提出等を一部省略して、書類の内容チェック及び承諾等に関する監督検査業務を簡素化し、現場業務の改善を図ることを主な目的として実施する。

本制度は、認定を受けた混合所の認定混合物を使用する工事について適用するものとする。

なお、認定を受けていない混合物については、従来どおりの扱いとする。

2 品質管理の方法

事前審査で認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合の品質管理は、別途定める「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準」（東京都建設局）により、以下のとおり行う。

- (1) 工事の受注者は、事前審査制度により認定を受けた混合物を工事に使用する場合は、工事ごとの基準試験及び承諾書類（骨材及びアスファルト混合物の配合設計及び基準密度等）の提出に換えて、認定証の写しを監督員に提出するものとし、監督員は認定証の写しにより使用する混合物の品質を確認するものとする。
- (2) 混合物の製造プラント（以下プラントと言う）における品質管理（骨材の粒度及び加熱温度、アスファルトの溶解温度、混合物の骨材粒度及びアスファルト量等）については、プラントの自主管理とし、原則として記録の提出は不要とする。
- (3) 現場における品質管理（コア抜き取りによる抽出試験、搬入舗設状況管理、密度試験、ホイールトラッキング試験等）については、従来どおり行う。

3 認定証の発行

認定証は、別紙例のとおり、混合所単位に認定混合物を特定して発行される。

その発行は、アスファルト混合物の事前審査を行う機関として国土交通省関東地方整備局長が指定した機関の「アスファルト混合物事前審査委員会」の長が行い、有効期限は発行日から1年間である。

4 特記仕様書の明示

アスファルト混合物を使用する工事の発注時は、特記仕様書に下記の記載例により明示するとともに、別添の「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準」（東京都建設局）を添付する。

〔特記仕様書記載例〕

第〇〇条 アスファルト混合物及び再生アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用するアスファルト混合物及び再生アスファルト混合物について、「アスファルト混合物事前審査」の認定を受けた混合所の認定混合物を使用する場合は、認定証の写しを監督員に提出するものとし、この場合の品質管理は別添の「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準」（東京都建設局）によるものとする。

アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準

1 アスファルト混合物

東京都建設局

工 種		試験（測定）項目	試験方法	管理基準	検査確認方法	
上層 アスファルト 処理盤 工種 ・ 基層 工種 ・ 表層 工種 ・ アスファルト 混合物 ・ グー ス ア ス フ ア ル ト 混 合 物	材	骨 材	・比重及び吸水率 (単粒度砕石の場合のみ必要)	便 2-A001,A002	事前に審査	認定証（写） により確認
			・すりへり減量 (単粒度砕石の場合のみ必要)	便 2-A005		
			・塑性指数 (スクリーニングスの場合のみ必要)	便 4-F005		
	・粒 度	便 2-A003				
	フ ィ ラ ー	・水 分 ・比 重 ・粒 度	便 2-A010 便 2-A010 便 2-A009	事前に審査	認定証（写） により確認	
	料	石 油 ア ス フ ア ル ト	・針 入 度 ・軟 化 点 ・伸 度 ・トルエン可溶分 ・引 火 点 ・薄膜加熱質量変化率 ・薄膜加熱針入度残留率 ・蒸発後の針入度比 ・蒸発質量変化率 ・粘度(動粘) ・密 度 ・タフネス・テナシティ ・粘 度 比 (6 0℃)	便 2-A041 便 2-A042 便 2-A043 便 2-A044 便 2-A045 便 2-A046 便 2-A046 便 2-A048 便 2-A047 便 2-A050 便 2-A049 便 2-A057 便 2-A051	事前に審査	認定証（写） により確認
			・混合物の配合設計 ・混合物の密度（基準密度）	舗装施工便覧 便 3-B008、 土木材料仕様書	事前に審査 ”	認定証（写） により確認
合 物		・骨材の粒度 ・骨材の加熱温度 ・アスファルトの溶解温度 ・混合物の骨材粒度及び アスファルト量 ・混合物の密度 ・混合物の温度	便 2-A003 便 2-A003 便 4-G028、便 4-G029 便 3-B008	「土木工事施 工管理基準」 による	プラントの 自主管理	

※注 1 施工時における品質管理は「土木工事施工管理基準」による。

2 工事監督員の指示があった場合には、プラントにおける骨材等の計量自記印字記録データ及び管理表等の自主管理記録を提出するものとする。

3 便：舗装調査・試験法便覧((公社)日本道路協会)

アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準

2 再生アスファルト混合物

東京都建設局

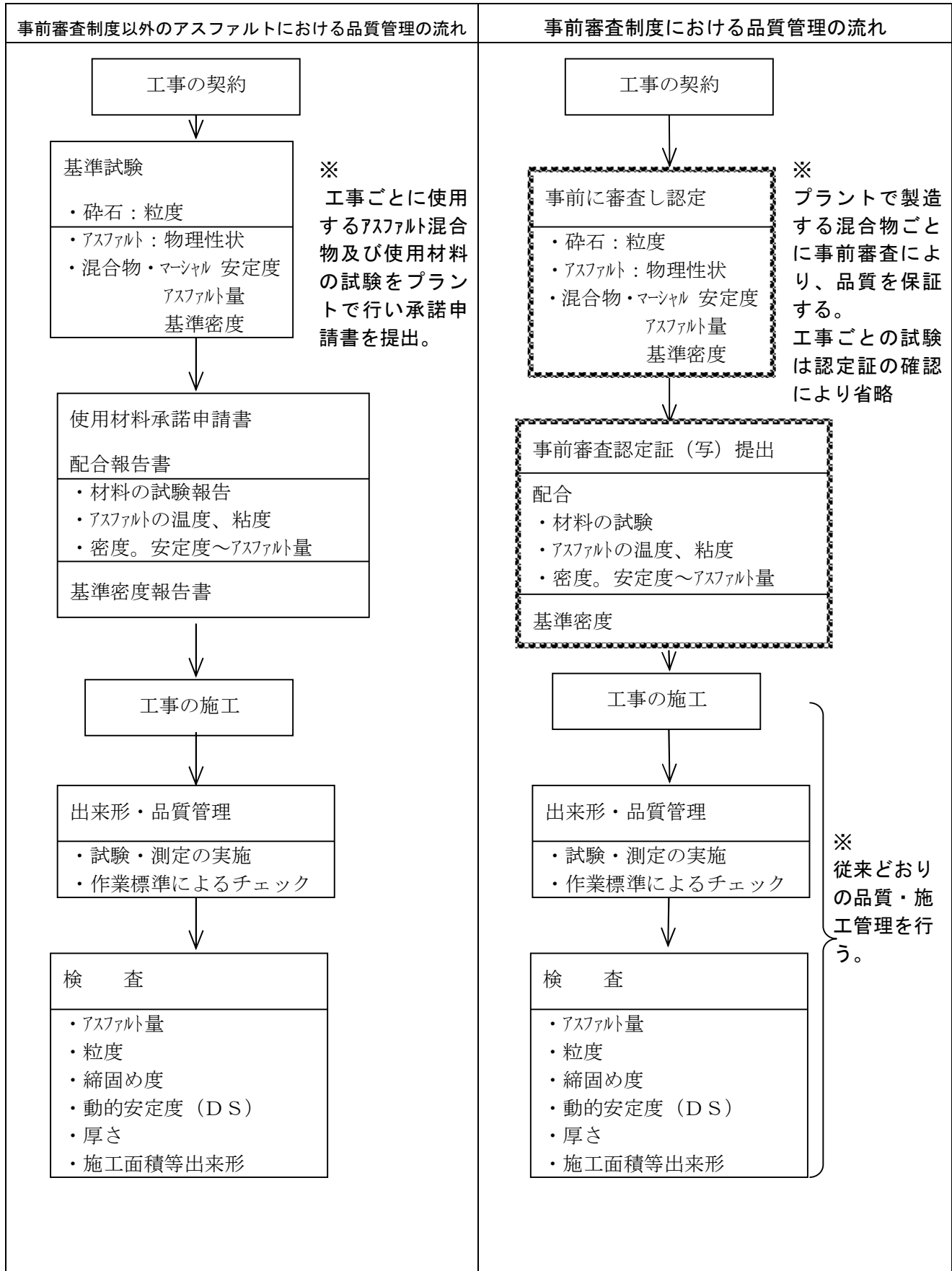
工 種		試験（測定）項目	試験方法	管理基準	検査確認方法	
上 再生 層 ア ス 路 フ ア ル ト 工 処 理 ・ 混 合 物 ・ 再 生 ア ス フ ア ル ト 表 層 混 合 物 工 物	材	再生骨材 ・アスファルト抽出後の骨材 粒度 ・旧アスファルト含有量 ・旧アスファルトの針入度 ・洗い試験で失われる量	便 2-A003 便 4-G028、便 4-G029 便 2-A041、ASTM D1856	事前に審査	認定証（写） により確認	
		再生用 添加 剤	・動粘度（60℃） ・引火点 ・薄膜加熱後粘度比 ・薄膜加熱質量変化率	JIS K 2283 JIS K 2265 JIS K 2283 JIS K 2207	事前に審査	認定証（写） により確認
		再生 石油 ア ス フ ア ル ト	・針入度 ・軟化点 ・伸度 ・トルエン可溶分 ・引火点 ・薄膜加熱質量変化率 ・薄膜加熱針入度残留率 ・蒸発後の針入度比 ・蒸発質量変化率 ・粘度(動粘) ・密度 ・タフネス・テナシティ ・粘度比（60℃）	便 2-A041 便 2-A042 便 2-A043 便 2-A044 便 2-A045 便 2-A046 便 2-A046 便 2-A048 便 2-A047 便 2-A050 便 2-A049 便 2-A057 便 2-A051	事前に審査	認定証（写） により確認
	料	混	・混合物の配合設計 ・混合物の密度（基準密度）	舗装再生便覧 土木材料仕様書、便 3-B008	事前に審査	認定証（写） により確認
		合 物	・旧アスファルト含有量 ・旧アスファルトの針入度 ・洗い試験で失われる量 ・再生混合物の骨材粒度及びアスファルト量 ・再生混合物から回収した再生アスファルトの針入度 ・再生骨材使用率 ・混合物の密度 ・混合物の温度	便 4-G028、便 4-G029 便 2-A041、ASTM D1856 舗装再生便覧 便 2-A003、便 4-G028、 便 4-G029 便 2-A041、ASTM D1856 便 3-B008 土木材料仕様書	「土木工事施 工管理基準」 による	プラントの 自主管理

※注 1 施工時における品質管理は「土木工事施工管理基準」による。

2 工事監督員の指示があった場合には、プラントにおける骨材等の計量自記印字記録データ及び管理表等の自主管理記録を提出するものとする。

3 便：舗装調査・試験法便覧（(公社)日本道路協会）

〔参考〕 アスファルト混合物事前審査制度との比較



(別紙 例)

認定番号 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

認 定 証

〇〇〇〇(株)△△工場
工場長 □ □ □ □ 殿

アスファルト混合物事前審査制度による審査の結果
貴混合所の下記アスファルト混合物を認定します。

令和〇年 〇月〇日

アスファルト混合物事前審査委員会
委員長 〇 〇 〇 〇

記

番号	認定混合物記号	アスファルト混合物の名称
1	V-01A	都型アスファルト処理混合物(30) [75回] 40/60
2	V-02A(T)	粗粒度アスファルト混合物(20) [75回] (T) 40/60
3	V-03A(T)	特別対策粗粒度アスファルト混合物(20) [75回] (T) ポリマー改質Ⅱ型
4	V-04A	密粒度アスファルト混合物(20) [75回] 40/60
5	V-05A	特別対策蜜粒度アスファルト混合物(20) [75回] ポリマー改質Ⅱ型
6	V-06A(T)	密粒度アスファルト混合物(13) [75回] (T) 40/60
7	V-07A(T)	特別対策蜜粒度アスファルト混合物(13) [75回] (T) ポリマー改質Ⅱ型
8	V-08	細粒度アスファルト混合物(13) [50回] 60/80
9	V-11	透水性用開粒度アスファルト混合物(13) [50回] 60/80
10	V-16	都市細粒度アスファルト混合物(5) [50回] 60/80
11	V-18A	特別対策都型開粒度アスファルト混合物1号(13) [75回] ポリマー改質Ⅱ型
12	V-19	都型開粒度アスファルト混合物2号(13) [50回] 60/80
13	V-21(K)	特別対策ポーラスアスファルト混合物(13) [50回] (K) ポリマー改質H型
14	V-21(T)	特別対策ポーラスアスファルト混合物(13) [50回] (T) ポリマー改質H型
15		以 上
16		

有 効 期 間

令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日

(T)がついた混合物は東京都土木材料仕様書の基準値を満足するものである。

(K)がついた混合物は国土交通省関東地方整備局の基準値を満足するものである。

※国土交通省関東地方整備局の指定アスファルト混合物事前審査機関による委員会

事前審査認定アスファルト混合物（新規混合物）総括表（例）

認定番号	○○○○-○○○ -○○○○	混合所名				
認定証混合物番号 1 / 21						
混合物記号	V-03A(T)	有効期間	令和○年 ○月 ○日 ~ 令和○年 ○月○日			
混合物の名称	特別対策粗粒度アスファルト混合物(20) [75回] (T)ポリマー改質Ⅱ型					
最大粒径	20 mm	突固め回数	75 回			
アスファルトの種類	ポリマー改質Ⅱ型		配合設計年月	令和○年 ○月		
使用骨材の室内配合・材質・産地			現場配合			
骨材名	配合比 %	材質	産地	種別	配合比 %	計量値 kg
C-				5 ビン		
4号砕石				4 ビン	15.8	316
5号砕石	19.5	硬質砂岩	茨城県東茨城郡城里町	3 ビン	31.5	630
6号砕石	31.0	〃	栃木県下都賀郡岩舟町	2 ビン	18.6	372
7号砕石	16.0	〃	〃	1 ビン	25.3	506
スクリーニングス						
砕砂	22.1	硬質砂岩	栃木県佐野白岩町	ダスト	0.4	8
細砂	7.4	山砂	千葉県市原市万田野	石粉	3.9	78
石粉	4.0	石灰岩	埼玉県秩父郡横瀬町	アスファルト	4.5	90
				改質材*		
計	100.0			計	100.0	2,000
通過質量百分率 %	ふるい目	室内配合	現場配合	確認抽出試験	粒度範囲	
	37.5 mm					
	31.5 mm					
	26.5 mm	100.0	100.0	代表混合物により確認	100	
	19 mm	99.8	99.4		95~100	
	13.2 mm	81.4	82.6		70~90	
	4.75 mm	49.1	48.9		35~55	
	2.36 mm	29.7	30.3		20~35	
	600 μm	17.2	18.2		11~23	
	300 μm	12.5	12.8		5~16	
150 μm	6.6	7.3	4~12			
75 μm	4.3	4.4	3.5		2~7	
アスファルト量 %		室内配合 設計 4.5	現場配合 設定 4.5		確認試験	基準値 4.3~5.3(目標値)
安定度試験	密度 g/cm ³	2.395	2.398	代表混合物により確認	2.35以上	
	理論密度 g/cm ³	2.507	2.507			
	空隙率 %	4.5	4.3		3~7	
	飽和度 %	69.8	70.7		65~85	
	安定度 N	14.34	14.58		10.0以上	
	フロー値 1/100cm	31	30		20~40	
	残留安定度 %	—	—			
基準密度 g/cm ³		—	2.398	—	2.35 以上	
動的安定度 回/mm		—	8	6,000以上	3,000以上	
透水係数 cm/sec		—	—	—		
混合物出荷目標温度 °C		175 ± 10				

* : プラントミックスタイプの改質材を使用の場合、現場配合の配合比および計量値は、その固形分を表示してある。

参考－5

試験研究機関一覧（参考）

コンクリート試験機関一覧表(参考)

試A: 通常のコンクリート[設計基準強度(F_c)が $36N/mm^2$ 以下]を扱う試験機関(A類)
 試B: 高強度のコンクリート[設計基準強度(F_c)が $36N/mm^2$ を超える]を扱う試験機関(B類)

(2021年4月現在)

都知事登録番号		試験機関の名称	所在地	電話番号	FAX番号
分類	番号				
I-A	試A-14-(5)-1	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター	東京都品川区東大井1-12-20	03-3471-2691	03-3471-1290
I-B	試B-15-(5)-1	http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/			
I-A	試A-14-(5)-3	一般財団法人 建材試験センター 工事材料試験所 武蔵府中試験室	東京都府中市四谷6-31-10	042-351-7117	042-351-7118
I-B	試B-15-(5)-3	http://www.itccm.or.jp/			
I-A	試A-14-(5)-4	一般財団法人 建材試験センター 工事材料試験所 浦和試験室	埼玉県さいたま市桜区中島2-12-8	048-858-2790	048-858-2838
I-B	試B-15-(5)-4	http://www.itccm.or.jp/			
I-A	試A-14-(5)-5	一般財団法人 建材試験センター 工事材料試験所 横浜試験室	神奈川県横浜市港北区新吉田東8-31-8	045-547-2516	045-547-2293
		http://www.itccm.or.jp/			
I-A	試A-14-(5)-7	一般財団法人 建材試験センター 工事材料試験所 船橋試験室	千葉県船橋市藤原3-18-26	047-439-6236	047-439-9266
		http://www.itccm.or.jp/			
I-A	試A-14-(5)-8	一般財団法人 日本品質保証機構 関東機械試験所	東京都品川区東大井1-8-12	03-3474-2525	03-3474-3021
I-B	試B-26-(1)-15	http://www.jqa.jp/			
I-A	試A-14-(5)-9	一般社団法人 建築研究振興協会 戸田試験所	埼玉県戸田市新曽2213	048-420-5077	048-420-5066
		http://www.kksk.or.jp/			
I-A	試A-14-(5)-10	一般社団法人 建築研究振興協会 八王子試験所	東京都八王子市石川町2683-12	042-645-7275	042-644-8465
		http://www.kksk.or.jp/			
I-A	試A-29-(0)-35	一般社団法人 日本品質保証機構 関東機械試験所 横浜建材試験室	神奈川県横浜市港北区新羽町174-2	045-534-0180	045-534-0181
		http://www.jqa.jp/			
III-A	試A-14-(5)-14	(株)複合材料研究所	東京都江戸川区東小松川4-46-1	03-5662-2777	03-5662-2950
III-B	試B-15-(5)-8	http://www.fukugo.co.jp/			
III-A	試A-14-(5)-16	(株)日東コンクリート技術事務所	埼玉県三郷市谷口221	048-952-5401	048-952-2260
III-B	試B-15-(9)-9	http://www.nittou-con.co.jp/			
III-A	試A-14-(5)-17	三友エンジニアリング(株)構造材料試験所	千葉県市川市塩浜2-1-3	047-306-7781	047-306-7788
III-B	試B-15-(5)-10	http://sanyu-eng.co.jp/			
III-A	試A-14-(5)-18	東京検査(株)建材研究所	東京都町田市金森4-13-13	042-799-0992	042-799-0984
III-B	試B-15-(5)-11	http://www.tokyokensa.co.jp/			
III-A	試A-14-(5)-19	(株)テストサービス材料試験所	東京都板橋区大山金井町47-12	03-3959-5521	03-3959-6566
III-B	試B-27-(1)-16	http://crlt-service.co.jp/			
III-A	試A-14-(5)-20	(株)建設材料研究所	東京都世田谷区玉堤2-3-12	03-3702-8065	03-3702-8241
III-A	試A-14-(5)-23	(株)セイブ材料検査			
III-A	試A-14-(5)-24	コンクリートエンジニアリング(株)	神奈川県相模原市緑区橋本台3-6-7	042-700-1811	042-700-1818
III-A	試A-14-(5)-25	(株)西東京建材試験所			
III-A	試A-14-(5)-26	城北建材試験(株)	東京都板橋区高島平3-2-6	03-5998-5590	03-5998-5591
III-A	試A-14-(5)-27	(有)京浜材料試験			
III-A	試A-14-(5)-28	(株)クオリティ	神奈川県川崎市川崎区浅野町6-16	044-366-5652	044-322-2611
III-B	試B-15-(5)-13	http://www.q-c.jp/			
III-A	試A-14-(5)-29	(株)東京建材検査サービス	埼玉県八潮市浮塚899	048-999-0501	048-999-0502
		http://www.tkks.co.jp/			
III-A	試A-14-(5)-30	東部建材協同試験所(株)	埼玉県三郷市彦川戸1-25-2	048-949-0261	048-949-0262
		http://www.tobu-co.jp/			
III-A	試A-18-(4)-33	(株)晃邦テクノ	東京都大田区仲池上2-19-16	03-5748-3910	03-5748-3918
		http://www.kouhoutekuno.com/			
III-A	試A-28-(1)-34	(株)ニューテック コンクリート試験所	東京都板橋区志村1-2-9	03-5918-9688	03-5918-9687
		http://www.kknewtech.co.jp/			

試験機関一覧表(参考)

(2021年4月現在)

試験機関の名称	所在地	電話番号	FAX番号	受託試験項目				
				コンクリート	アスファルト	鉄筋	石材(砕石)	その他
公益財団法人東京都道路整備保全公社 土木材料試験センター http://www.tmpc.or.jp/06_doboku/index.html	東京都江東区新砂1丁目9番15号 東京都土木技術支援・人材育成センター1階	03-5683-1550	03-5683-1552	○	○	○	○	○
一般財団法人 建材試験センター工事材料試験所浦和試験室 http://www.itccm.or.jp/	埼玉県さいたま市桜区中島2-12-8	048-858-2790	048-858-2838	○	—	○	○	—
一般財団法人 建材試験センター工事材料試験所武蔵府中試験室 http://www.itccm.or.jp/	東京都府中市四谷6-31-10	042-351-7117	042-351-7118	○	○	○	—	—
一般財団法人 建材試験センター工事材料試験所横浜試験室 http://www.itccm.or.jp/	神奈川県横浜市港北区新吉田東8-31-8	045-547-2516	045-547-2293	○	△	○	—	—
一般財団法人 建材試験センター工事材料試験所船橋試験室 http://www.itccm.or.jp/	千葉県船橋市藤原3-18-26	047-439-6236	047-439-9266	○	—	○	—	—
一般社団法人 東京都溶接協会 東部材料試験室 http://www.iwes-1st.jp/zairyou.html	東京都江東区大島3丁目1番11号 産学協同センタービル2階	03-3685-5448	03-3682-4902	—	—	○	—	○
一般財団法人 日本溶接技術センター http://www.jwsc.or.jp/	神奈川県川崎市川崎区本町2-11-19	044-222-4102	044-233-7976	—	—	○	—	○
一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター 東京総合試験センター http://www.qtec.or.jp/	東京都港区芝浦3-13-16	03-5439-8022	03-5439-8029	—	—	—	—	○
一般財団法人 化学物質評価研究機構 東京事業所/ 安全性評価技術研究所 http://www.cerij.or.jp/outline/tokyo.html	埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1600番地	0480-37-2601	0480-37-2521	—	—	—	—	○
公益財団法人 東京都防災・建築・まちづくりセンター 建築材料試験所 http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/tatemono/zaiken.html	東京都品川区東大井1-12-20	03-3471-2691	03-3471-1290	○	—	○	—	—
一般財団法人 日本品質保証機構 関東機械試験所 https://www.iqa.jp/service_list/machine/service/examination_item/concrete.html	東京都品川区東大井1-8-12	03-3474-2525	03-3474-3021	○	—	○	○	○
一般社団法人 建築研究振興協会 戸田試験所 http://www.kksk.or.jp/	埼玉県戸田市新曽2213	048-420-5077	048-420-5066	○	—	○	—	○
一般社団法人 日本道路建設業協会 道路試験所 http://www.dohkenkyo.com/shiken/index.htm	東京都八王子市東浅川町552	042-661-6529	042-664-4091	○	○	○	○	○
一般社団法人 日本塗装検査協会 東支部 http://www.jpia.or.jp/test/index.html	神奈川県藤沢市宮前636-3	0466-27-1121	0466-23-1921	—	—	—	—	○

(○:実施可能、△:一部実施可、—:実施不可)